

2021年度 第1回

須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会 議事録（要旨）

1 開催日時・場所

2021年5月31日(月) 午後1時30分～3時15分

須坂市人権交流センター 2階会議室

2 出席者

(委員) 永井康彦委員(会長)、梅本裕之委員、金箱高広委員、返町幸見委員、田中政明委員、越満委員、永田繁江委員、青木たけ子委員、黒岩寿代委員、須藤昌之委員(副会長)、瀧澤延行委員

(事務局) 小林宇壺社会共創部長、清水秀一教育次長、牧俊彦人権同和政策課長・人権同和教育課長、高瀬英和人権同和政策課課長補佐兼係長、中村千恵人権同和教育課係長、畠山信重人権交流センター館長、丸山和男人権同和教育課指導員、月岡英明人権交流センター指導員、各担当課

3 欠席者

(委員) 小林淑恵委員、竹前秀雄委員、小森清利委員、一色修治委員

4 配布資料（別添）

- (1) 2021年度第1回部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会資料
- (2) 須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例及び同条例施行規則

5 会議の状況

- (1) 副会長の選出について
- (2) 須坂市人権政策推進基本方針に基づく市行政の取組み実績等について
- (3) 須坂市における今後の同和対策のあり方についての進捗状況について(2001年度審議会答申に基づく)
- (4) 人権同和政策課と男女共同参画課の統合について
- (5) 今年度審議会の今後のスケジュールについて
を別添資料により事務局から説明を行った。
- (6) その他

委員から出された意見・質問等の概要は次のとおりである。

(1) 副会長の選出について

互選の方法について委員から意見なく、事務局から須坂市企業人権教育推進会議会長代理 須藤昌之委員を副会長として提案した。その結果、委員の拍手により承認された。

(2) 須坂市人権政策推進基本方針に基づく市行政の取組み実績等について

○ 越満委員

新型コロナウイルスの関係で、感染した人の人権を守るという点で公表を控えると言われて
いるが、他の人からすると、知らないと守りようがない、という意見がある。どういう手を打
ったらいいかという情報が伝わってこないがどう考えているか。

● 小林社会共創部長

個人の氏名は県から情報が来ない。感染症に関しては県が全ての情報を持っているが、市で
は一人ひとりの状況は把握していないので、情報を出せないのが現状。なお、県が氏名や企業
名等の情報を提供していないのは、公表することで逆に差別が起こる危険性が高いため。

3密を避ける、自己防衛といった感染予防をしていただくことが一番大事という考え方です。

○ 越満委員

個人名などは必要ないが、守るほうからすると3密を防ぐ努力はしているが、発生した場所
くらいは教えてもらいたい。その地域を避けるという点での配慮はできないものか。

● 小林社会共創部長

専門家も言っているが、発生した場所に行ったから感染するものではない。

現在は変異株により状況が変わっているが、最初の頃は同じ家の中でも全員が感染すること
はまれだった。

クラスターが発生した場合には県も店名などを公表しているが、須坂市はその状況にない。

場所を明らかにするよりマスク着用、手洗いをきちんとすることで近くにいても感染しない
状況もあるので、一人ひとりが予防対策をしていただくようお願いしている。

(3)から(6)については、質疑意見等なし。

2021 年度 第 1 回

須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会 次第

日時 2021 年 5 月 31 日(月)

午後 1 時 30 分～3 時 (予定)

場所 須坂市人権交流センター

1 開会

2 市長あいさつ

3 自己紹介

4 会議事項

(1) 副会長の選出について

(2) 須坂市人権政策推進基本方針に基づく市行政の取組み実績等について

(3) 須坂市における今後の同和対策のあり方についての進捗状況について
(2001 年度審議会答申に基づく)

(4) 人権同和政策課と男女共同参画課の統合について

(5) 今年度審議会の今後のスケジュールについて

(6) その他

5 閉会

基本的施策	担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
第4章 人権施策の方向性					
1 基本姿勢					
① 本市が行うすべての事業は、市民一人ひとりの生命が尊重され、自由や平等が保障され、幸福追求が認められる社会を実現するために行うものです。そのため、すべての分野において、人権の視点に立った行政を総合的に推進することにより、人権が尊重され、差別のない明るい須坂市を築いていきます。すべての市職員が人権行政の担い手という自覚を持ち、常に人権尊重の視点に立って施策を企画し、実施し、評価し、改善を行っていきます。	全課共通	○人権を尊重した市民への対応 ○人権の視点に立った執務の執行 ○人権の視点に立った施策の企画、実施、評価、改善			
	総務課	○須坂市情報公開条例 ○須坂市個人情報保護条例	○情報公開請求24件、個人情報開示請求7件	○市民の知る権利の保障、市が保有する個人情報の開示等を明らかにできた。	○情報の公開と、個人情報の守秘と管理の徹底を図る。
	総務課	○地域防災計画の要配慮者(高齢者・障がい者・児童・傷病者・外国籍住民・乳幼児・妊産婦など)支援計画により防災訓練等を実施します。	○2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため防災訓練は未実施		○感染症に留意し、要配慮者に対応する訓練を実施する予定。
	総務課	○災害時に備え、保存食や日用品の備蓄を図ります。	○災害時に備え、保存食は、アレルギー対応食品を準備した。	○食糧は、アレルギー患者に配慮し備蓄した。	○食糧は、アレルギー患者に配慮し備蓄していく。
	税務課	○納税相談を通じて、生活再建や見直しを提案し、生命を尊重し、生活の安定を図ります。	○相談者の状況により「まいさぼ須坂」の利用を紹介した。 ○相談者の実態を把握し、法令に基づいた猶予制度を活用した。 徴収猶予22件	○生活状況を把握し、税負担の公平公正を堅持しながら、生活困窮者または困難者の生活改善にむけ支援した。	○納税相談の機会を通じ、生活改善の機会を提供する。
	まちづくり課	○災害により被災した住宅困窮者に対し、市営住宅、特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅の使用を認めることにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。	○火災発生時に、他の避難先が確保できないことを確認したのち、速やかに使用の許可を行う。(火災1件)	○火災の際、他の避難先の確認を迅速に行い、速やかに使用の許可を行った。	○災害発生時に、他の避難先が確保できないことを確認したのち、速やかに一時使用の許可を行う。
② 当事者の意見を聴く機会の充実と施策への反映に努めます。そのために、職員研修を通じて職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。	総務課	○全職員(会計年度任用職員を含む)を対象に「人権問題」の職員研修	○同和問題等についての認識を深めるため、毎年市職員人権教育研修会を開催している。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、庁内LANを活用したオンライン研修を実施した。また、庁内LANが接続されていない職場の職員は、テキストで人権に関する問題等の認識を深めた。	○例年の集合研修に比べ、受講しやすいといった意見が多かった。また、アンケート結果では、差別や偏見について、新しい「気づき」があったとの回答も多かった。	○オンライン研修を継続実施する方向で検討
	消防本部総務課	○常日勤者は総務課人権教育研修を受講し、隔日勤務者は昨年度受講内容の意識継続	○総務課に包含市職員人権教育研修 1回 消防職員91名	○総務課に準ずる消防職員として、高い人権意識をもって職務の遂行にあたらなければならないことから、人権研修により認識を新たにできた。	○2020年度同様、常日勤者及び隔日勤務者は、総務課主催のグループウェアの研修を受講
	人権同和教育課	○職員研修の研修内容や資料作成、講師派遣支援	○職員研修の研修内容や資料作成、講師派遣支援	○職員研修の実施を支援し、職員の人権啓発が図れた。	○職員研修の研修内容や資料作成、講師派遣支援
	生涯学習推進課	○町別人権問題学習会の開催及び啓発、支援	○町別人権問題学習会の開催(参加者 18町 延べ 441人) ○町別人権問題学習会の書面による開催(実施町数 43町)	○同和問題をはじめ様々な人権課題の学習を行い、99人が初めての参加だった。 ○「コロナ感染症と人権問題」等、書面による学習を実施し、人権問題に対する理解を深めていただく機会となった。	○町別人権問題学習会の支援

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
2 人権教育・啓発						
① 学校人権教育と社会人権教育との連携を強化し、相互協力による効果的な人権教育を推進します。	人権同和教育課	○人権教育連絡会、校長会との懇談会、新任教職員研修会、人権教育主任会を開催し、連携を強化	○人権教育連絡会議及び人権教育推進員連絡会議 1回 35人 ○校長会との懇談会 1回 21人 ○学校人権教育主任会 1回 21人	○学校人権教育と社会人権教育が、連携し相互協力できるよう意識の統一が図れた。	○人権教育連絡会、校長懇談会、人権教育主任会を開催し、連携	
	生涯学習推進課	○町別人権問題学習会で学校における取組を地域の方々に伝える機会を提供	○町別人権問題学習会にて、学校での人権教育の取組について説明。	○学校での取組を地域の方々に知っていただく良い機会となった。	○町別人権問題学習会の支援	
	人権同和政策課 人権同和教育課	○関係機関等と連携しながら人権交流センター等における情報発信 ○自らが主体的な学習者となるように、町別人権問題学習会を通して情報提供や指導員の助言	○人権交流講座の開催 5月26日 高齢者を中心に人権問題を考える(中止) 6月23日 拉致問題について考える(中止) 7月28日 部落差別について考える 72人 ○人権教育講座 8月25日、9月24日、10月14日 それぞれ中止 ○町別人権問題学習会の支援(参加者 18町 延べ441人)(書面開催 43町) ○人権啓発パネルの展示 人権教育啓発パネル展(生涯学習センター) 6月1日～7月3日、11月30日～12月11日 ○人権啓発を隣組回覧で掲載(9回)	○感染症拡大防止のため学習会等の規模縮小や書面による学習となったが、人権意識を高める一助となった。 ○人権啓発パネルの展示や、隣組回覧により人権啓発を図ることができた。	○市民が主体的に学習できるよう広報に力を入れて、人権交流講座、人権教育講座等を開催して情報発信 ○町別人権問題学習会への支援 ○人権啓発パネルの展示	
生涯学習推進課	○「須坂市生涯学習まちづくり出前講座」で、市職員が講師となるメニュー(行政編)に、人権に関わる内容を提供	○144の講座メニュー中、人権に関わる講座として「身近にあるさまざまな人権」、「男女共同参画で、いきいきと暮らせる社会を」、「認知症を正しく知ろう」、「あなたの心に気づき隊~いのちつなぐ須坂市をめざして~」をメニューに組み込み、その内容を記したパンフレットを全戸配布した。 2020年度実績(延べ人数) ・「認知症を正しく知ろう」・・・74人	○認知症を正しく理解し、社会福祉に関する人権課題を理解していただく機会となった。	○人権課題として「お互いの人権を尊重し合うためには」、「男女共同参画で、いきいきと暮らせる社会を」、「認知症を正しく知ろう」、「あなたの心に気づき隊~いのちつなぐ須坂市をめざして~」などを出前講座メニューに入れ、パンフレットを全戸配布し人権啓発を行う。		
3 人権相談・支援						
(1) 総合相談体制の整備						
① 人権問題に適切に対応するため、人権に関する総合相談体制を整備するとともに、庁内で横断的な連携協力を推進します。 また、相談員の専門性を高めるための研修の充実に努めます。	人権同和政策課	○人権交流センターでの日常相談、ふれあい相談、生活相談等 ○専門的な相談は、関係機関と連携 ○市ホームページに総合相談窓口を開設 ○指導員、生活相談員に対する研修	○人権交流センターの日常相談56件、対象地域の家庭を戸別訪問(ふれあい相談)47軒、生活相談35件、人権擁護委員によるよろずなんでも相談 16件 ○より専門的な相談内容について、弁護士、包括支援センターなどの関係機関を紹介	○相談体制については、広報を活用して市民へ周知を図ることができた。 ○相談内容により、関係機関へ繋げることができた。	○広報に努め、人権交流センターでの各種相談を実施 ○市ホームページで総合相談窓口をPR。 インターネット相談については検討 ○相談員等の研修を実施	
	人権同和政策課	○人権問題に関する資料の収集、活用 ○広報須坂等による周知、広報	○指導員が資料収集と活用方法について検討し、町別人権問題学習会などで資料として提供 ○広報や隣組回覧等による人権交流センターで行っている日常相談を市民への周知	○町別人権問題学習会等で人権問題解決に向けて啓発することができた。 ○相談事業については、広報や隣組回覧の周知が効果的で、相談者が増加した。	○情報収集に心がけ、得た情報を広報須坂等を活用し市民へ周知 ○総合相談窓口として人権交流センターを市民へ周知	
(2) 国・県、関係機関との連携						
① 市民に最も身近な相談窓口として、国・県、弁護士会、人権擁護委員協議会、NPO法人など人権に関わる関係機関、団体等と連携、協力して速やかな解決が図れるよう支援します。	人権同和政策課	○一人ひとりの状況や相談内容に応じ、関係機関と連携	○人権擁護委員による月1回特設相談所(よろずなんでも相談)の開設 7月～3月 ○相談内容によっては、まいさば須坂で実施している無料弁護士相談を紹介して支援	○人権擁護委員協議会と連携しながら相談体制の充実に努めることができた。	○人権擁護委員と連携して特設相談所(よろずなんでも相談)を開催する。 ○相談案件によっては、関係機関の紹介を行わない問題解決に結びつけるように支援していく。	

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
	(3) 相談窓口等の周知・広報					
	① 人権課題に遭遇した市民が、自らの力で課題を解決できるよう、各種相談窓口や支援制度などについて、広報紙、インターネットやマスメディア、リーフレットの活用、民生児童委員、生活相談員への情報提供など、さまざまな機会や手段を通じて周知に努めます。	人権同和政策課	○広報須坂等による相談窓口や支援制度に関する広報 ○関係機関等への情報提供	○市のホームページ、広報、隣組回覧を利用して、相談窓口や人権課題の周知を図った。 ○県からの各種相談についての冊子や、法務局からの啓発チラシを庁内をはじめ関係機関へ送付して相談窓口を周知 ○ハローワークからの情報を運動団体へ周知	○市のホームページ、広報、隣組回覧を利用して、相談窓口の周知をした結果、相談件数が増加した。	○相談窓口の周知を行ない、相談内容によっては関係機関へ情報提供を行なう。
	(4) 自立・自己実現のための施策					
	① それぞれの人権課題に応じて、当事者が継続して学んでいける場の提供及び当事者同士がつながって自覚と自立・自己実現に向けての活動や居場所づくりについて、当事者の意見を聞き支援に努めます。	人権同和政策課 人権同和教育課	○人権交流センター等の活用促進 ○一人ひとりの状況や相談内容に応じ、市関係課と連携して学習や活動情報の提供や助言	○人権交流センターの活用を広報でPR ○本郷、福島人権ふれあいセンター、二睦、本郷学習センターの活用 ○本郷解放子ども会の支援	○人権交流センターの利用者数 3,034人 ○地域住民などの講座や学習などで活用でき、地域交流が図れた。 ○解放子ども会活動がスムーズに行われた。	○人権交流センター等の活用促進 ○一人ひとりの状況や相談内容に応じ、市関係課と連携して学習や活動情報の提供や助言

第5章 各人権課題に対する施策の方向性

1 同和問題								
	(1) 当事者性を踏まえた相談体制の充実							
		① 相談者の状況に十分配慮し、総合的、専門的な対応ができる相談体制を整備します。	人権同和政策課	○人権交流センターにおける相談事業	○指導員による日常相談、ふれあい相談を実施 ○人権交流センターを総合相談窓口として広報等で市民へ周知 ○各地区の生活相談員による相談	○人権に関する総合相談窓口を市民に周知することで、相談しやすい体制を整えた。	○人権交流センターで実施している相談窓口の周知を図り、関係機関と連携を図り支援	
		② 同和問題の固有性に配慮して、問題解決に向けた助言、情報提供のほか、適切な関係機関の紹介を行います。	人権同和政策課 人権同和教育課	○一人ひとりの相談内容に応じ、関係機関等と連携して情報提供や助言	○2020年度は該当なし			○県をはじめ、部落解放同盟須坂市協議会、人権センターながの等の関係機関と連携を図り支援
		③ 人権交流センターや生活相談員による相談事業の周知を図るとともに、生活上の課題などの解決に向けた適切な助言、関係機関との連携により、支援を行います。	人権同和政策課	○広報須坂等による広報 ○関係機関等と連携して課題解決の助言や支援	○広報須坂や隣組回覧で相談事業を周知 ○人権交流センターの指導員による日常相談、ふれあい相談及び対象地域の生活相談員による相談を実施	○広報や隣組回覧を活用して相談者が増加 ○生活相談事業やふれあい相談を実施することにより地域の課題に対する取組みができた。	○生活相談員事業と人権交流センターで実施している相談事業の広報 ○相談内容の解決に結びつくように関係機関等との協力と支援	
		④ 人権交流センターや地域人権交流施設を有効に活用した対象地区内外の住民交流を進め、市民一人ひとりの同和問題を解決する意識の向上を図ります。	人権同和政策課	○人権交流講座、料理交流会の開催 ○施設内容の周知や活用を促す広報	○人権交流講座(1回)を実施(料理交流会は3回とも中止) ○広報(5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 1, 2月)及びチラシの配布等により施設や講座の周知 ○地域人権交流施設を拠点に対象地域住民と周辺地域住民が交流する事業補助金を部落解放同盟須坂市協議会へ交付	○学習事業を通じて対象地区内外の交流を図り、一人ひとりの同和問題を解決する意識の向上の一助となった。	○広報等を利用して対象地域と周辺地域との交流を盛んにするための人権交流講座、料理交流会を開催し、各地域人権交流施設を拠点に交流が進むよう事業を行う。	

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度) 具体的取組み内容 (事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価 (人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
	(2) 多様な手法による教育・啓発					
	① 市民一人ひとりが同和問題を理解し、自らの課題と捉え課題解決に向けて実践する力を身につけるため、家庭・地域、学校、企業・職場等さまざまな場で教育・啓発を行います。	人権同和教育課	○家庭・地域、学校、企業・職場等での人権学習や研修における情報提供や啓発	○HPで町別人権問題学習会の日程等を周知、視聴覚教材等の情報提供 ○広報須坂で人権啓発記事掲載、チラシで講座等周知	○様々な方法により、情報提供や啓発に取組めた。	○家庭・地域、学校、企業・職場等での人権学習や研修における情報提供や啓発
		生涯学習推進課(再掲)	○町別人権問題学習会の開催及び啓発、支援	○町別人権問題学習会の開催(参加者 18町 延べ 441人) ○町別人権問題学習会の書面による開催(実施町数 43町)	○同和問題をはじめ様々な人権課題の学習を行い、99人が初めての参加だった。 ○「コロナ感染症と人権問題」等、書面による学習を実施し、人権問題に対する理解を深めていただく機会となった。	○町別人権問題学習会の支援
		学校教育課	○各学校において、道徳・学級活動等における人権同和教育 ○人権同和教育の授業参観	○年間35コマ。道徳・学級活動、人権教育旬間(月間)の設定、ポスター・標語・作文の募集、人権教育の授業参観	○友達や自分自身の良さを見つめることができた。	○道徳・学級活動、人権教育旬間(月間)の設定、ポスター・標語・作文の募集、人権教育の授業参観
		産業連携開発課	○「須坂市企業人権教育推進会議」での人権学習や研修による情報提供や啓発	○「須坂市企業人権教育推進会議」での人権学習や研修による情報提供や啓発を行った。	○企業の皆さんに人権学習や研修の情報提供をすることができた。	○「須坂市企業人権教育推進会議」での人権学習や研修による情報提供や啓発
	② 人権交流センターや地域人権交流施設は、同和問題に関する情報や資料の収集及び提供を行うとともに、様々な学習機会の提供と、地域住民の交流促進の取組みを充実します。	人権同和政策課	○同和問題関係資料等の収集と情報提供 ○人権交流講座等の開催	○解放新聞や地域と人権等の定期刊行物の購読などにより資料収集を行い町別人権問題学習会等で市民への資料提供 ○人権交流講座(1回)開催(料理交流会(3回)は中止) ○地域人権交流施設を拠点として交流を深める地域人権交流事業を部落解放同盟須坂市協議会とともに実施 ○同和問題をはじめさまざまな人権問題に関する書籍の購入	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座等が中止になる中、町別人権問題学習会は書面(資料)配布により実施をし、人権啓発を図ることができた。	○人権問題を解決するための資料収集と各種講座を開催したり広報を利用して市民への情報提供
		人権同和教育課	○年2回の町別人権問題学習会を主体的に行えるよう情報提供や助言	○新型コロナウイルス感染症対策のため学習会を開催することが難しい状況の中、同和問題の学習を9町で取り組んでもらった	○同和問題の解決を最優先に考え進めている	○町別学習会でのテーマを、①地域の課題、②時代や環境を反映した課題、③同和問題の3分野から導き出せる工夫をする。
	③ 町別人権問題学習会は、区(自治会)及び公民分館主催により開催し、公民館、人権教育関係機関(人権擁護委員・人権同和教育課等)と連携して、住民の同和問題を解決する意識の高揚を図ります。	生涯学習推進課(再掲)	○公民分館への情報提供や助言等学習会の支援	○町別人権問題学習会の開催(参加者 18町 延べ 441人) ○町別人権問題学習会の書面による開催(実施町数 43町)	○同和問題をはじめ様々な人権課題の学習を行い、99人が初めての参加だった。 ○「コロナ感染症と人権問題」等、書面による学習を実施し、人権問題に対する理解を深めていただく機会となった。	○町別人権問題学習会の支援
		人権同和政策課 人権同和教育課	○部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会の開催 ○人権教育講座等の開催 ○リーフレット等による啓発	○第47回部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会 中止 ○人権教育講座 3回 中止 ○人権教育啓発資料を全戸配布した。	○新型コロナウイルス感染症に関する人権教育啓発資料を作成、全戸配布することで人権啓発に努めた。	○部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会の開催 ○人権教育講座等の開催 ○リーフレット等による啓発
	④ 人権のまちづくり推進会議は、家庭・地域・団体・企業において、市民総参加により同和問題の解決に向けて、差別をなくし人権が尊重されるまちづくりの取組みを推進します。					
	⑤ 企業人権教育推進会議は、関係機関との連携により、同和問題を解決し差別のない職場づくりを行うために研修・啓発等を行います。	人権同和教育課 産業連携開発課	○経営者研修会、指導者研修会の開催 ○「須坂市企業人権教育推進会議」における人権学習や研修による情報提供や啓発	○「須坂市企業人権教育推進会議」での人権学習や研修による情報提供や啓発を行った。	○企業の皆さんに人権学習や研修の情報提供をすることができた。	○「須坂市企業人権教育推進会議」での人権学習や研修による情報提供や啓発

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
(3) 課題解決に向けた施策の推進						
	① 同和問題は、就労、教育、福祉などさまざまな分野に関わることから、全庁的な推進組織の連携を強化し、各種施策の適切、的確な活用により、課題解決に向けた自立的な取組みを支援します。	人権同和政策課	○須坂市人権政策推進基本方針推進本部本部員会議及び幹事会の開催 ○関係機関等と連携して、一人ひとりの意思を尊重した支援	○4月21日須坂市人権政策推進基本方針推進本部本部員会議を開催 ○同幹事会を书面開催(5月)	○関係部局間の連携のもと、推進することができた。	○須坂市人権政策推進基本方針推進本部本部員会議及び幹事会を開催
		産業連携開発課	○須坂市就業支援センター(愛称:ゆめわーく須坂)において、専任の相談員による相談	○ゆめわーく須坂利用者数(3月末)延93件(内新規15名)	○同和問題に関する相談なし。	○須坂市就業支援センター(愛称:ゆめわーく須坂)において、専任の相談員による相談
		人権同和政策課	○人権に関する実態調査等を関係機関等と協議	○2020年度は取組なし		○必要に応じ、人権に関する実態調査等を関係機関等と協議
		人権同和政策課	○人権交流センターにおける相談事業 ○関係機関等と連携して情報提供	○人権交流センターを人権の総合相談窓口として広報須坂等を活用し周知	○人権に関する総合相談窓口を市民に周知することで、相談しやすい体制を整えた。	○人権交流センターにおける相談事業 ○関係機関等と連携して情報提供
2 女性						
(1) 男女共同参画意識の啓発						
	① 市民一人ひとりが性別による固定的な役割分担意識に気づき、それを解消するため、家庭・地域、学校、企業・職場などで、男女共同参画意識の啓発を行います。	男女共同参画課	○男女共同参画地域学習会、男女共同参画いきいきフォーラムの開催 ○広報誌等を利用した啓発	○9/11子育てセミナーを開催(参加者20人) ○2/6 男女共同参画いきいきフォーラムの開催(参加者112人) ○男女共同参画いきいき通信の発行 ○広報須坂による啓発 ○情報誌「ベチャクチャ」へ啓発記事を掲載	○家庭や地域での身近な問題から、男女の役割について考え、慣習や固定的な役割分担意識の見直しや浸透を図った。 ○家事・育児・働き方等について理解し、見直す機会となった。 ○広報誌等を活用して、男女共同参画についての啓発を図った。	○男女共同参画地域学習会の開催 ○男女共同参画いきいきフォーラムの開催 2月5日(土) ○輝く女(ひと)と男(ひと)セミナーの開催 10月 ○広報誌等を利用した啓発
		(2) 女性の社会参画の促進				
	① 各種審議会等委員の女性の参画促進に努めます。	男女共同参画課	○男女共同参画庁内連絡会を開催し、関係課との連携	○男女共同参画庁内連絡会を書面により開催をし、意見聴取や女性委員登用の取り組みについて依頼した。 ○各課等における女性委員登用の取り組みや対応策について、掲示板で周知、依頼した。	○調査の結果に基づき、女性委員登用における対応策をまとめ、庁内関係課と連携した女性参画推進の取組みを依頼することができた。	○男女共同参画庁内連絡会を開催し、関係課との連携 ○女性団体連絡協議会など各方面で活躍している女性の発掘と人材バンクの構築
		男女共同参画課	○積極的に社会参加するための講座の開催	○6月と12月に「SNS活用セミナー」開催を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催までにはいたらなかった。	—	○積極的に社会参加するための講座の開催
		産業連携開発課	○須坂市就業支援センター(ゆめわーく)における母子家庭、寡婦等の方の就業支援のための情報提供	○ゆめわーくに相談に見えた方に長野県就業支援員(無料職業紹介所)を紹介 1名	○県と連携し、相談体制を構築することができた。	○必要に応じ、専門相談窓口を紹介する。
		議会事務局	○育児中の議会傍聴等の支援	○託児サービス謝礼18,000円(延べ6名分)を当初予算に計上(陳情の際の託児サービス謝礼 1回1時間・1児に対し2人対応 @1,000×2=2,000円)	○どのような方にも、議会の傍聴をしていただけのように環境を整備した。	○託児サービス謝礼18,000円(延べ6名分)を当初予算に計上
		議会事務局	○女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る	○須坂市議会会議規則を改正し、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化し、出産について産前・産後期間にも配慮した規定を整備した。(2021年3月改正)	○女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図ることができた。	○2023年2月の改選に向け、制度の周知する。
		男女共同参画課	○関係機関等と連携して情報提供	○10月秋号 情報誌「ベチャクチャ」へ長野県「社員子育て応援企業宣言」登録企業の啓発記事を掲載した。	○仕事と子育てを応援し、仕事と生活が両立できる働きやすい職場環境づくりについて、経営者や働く人の立場から考える情報提供ができた。	○関係機関等と連携して情報提供し、啓発
産業連携開発課	○関係機関等と連携して情報提供	○男女共同参画課と連携し、企業団体の総会等で啓発資料等を配布し、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行った。	○企業向けに啓発資料等を配布し、意識啓発を図ることができた。	○ワーク・ライフ・バランス推進研修会の開催 9月(予定)		

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
(3) 女性の人権を守るための取組み						
	① 女性に対するあらゆる暴力を許さない意識づくりの啓発を行います。	男女共同参画課	○広報誌等を利用した啓発	○男女共同参画いきいき通信や情報誌「ペチャ*クチャ」また、広報須坂にDV(ドメスティック・バイレンス)相談の連絡先を掲載する等、DVに関する広報を行った。 ○デートDVのリーフレットを作成し、新成人に配布した。	○DVに関する情報提供等を行い、意識啓発を図ることができた。	○広報誌等を利用した啓発
	② 女性が抱える諸問題に対する相談対応を行います。	男女共同参画課	○生活の中で抱えている問題、悩みについて、電話や面接相談	○相談内容によって庁内関係課や専門機関と連携し、問題解決の支援を行うことができた。 ○須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会に参画し、関係機関が出席する代表者会議において、情報共有と連携を図ることができた。	○生活の中で抱えている問題、悩みについて、電話や面接相談	○引き続き実施する。
3 子ども						
(1) 児童虐待への対応						
	① 児童虐待を予防するとともに、早期発見・早期対応につなげるため、関係機関との連携及び関係職員の資質の向上を図り、相談・支援体制の充実に努めます。	子ども課	○須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会(代表者会議、実務担当者会議、個別ケース検討会議)の適切な開催、関係機関との密な連携の確保 ○子育て相談窓口 ○担当職員の専門性を高めるため積極的に研修等の受講 ○子育ての孤立化と虐待の防止に努めるために養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする家庭に対して、専門的指導・助言や育児支援・家事支援を行う養育支援訪問事業 ○児童・保護者・保育士の人権意識を高めるため研修(CAPプログラム) ○子育て短期支援(ショートステイ)事業	○児童虐待について、会議を開催し、関係機関と連携して支援の方策を協議した。 代表者会議1回(6月 書面会議) 実務担当者会議3回(6、10、2月) 個別ケース検討会議 184回(随時) ○養育支援訪問事業訪問件数 育児・家事援助 50件(2世帯) ○児童虐待防止対策事業としてCAP研修を実施。 教職員ワークショップ 3回 62人参加 おとな(保護者)ワークショップ 3回 123人参加 子どもワークショップ 15回 303人参加 ○子育て短期支援(ショートステイ)事業 利用児童数 4人(2歳以上児) 延べ20泊	○児童虐待を予防するとともに、早期発見・早期対応につなげるため、関係機関との連携及び関係職員の資質の向上を図り、相談・支援体制の充実に努めた。 ○CAP研修をととして、保育士や保護者が子どもとの関わりを見直し、気づき、子どもの人権についても理解を深めることができた。	○児童虐待を予防するとともに、早期発見・早期対応につなげるため、関係機関との連携及び関係職員の資質の向上を図り、相談・支援体制の充実に努める。 ○保育園、幼稚園、認定こども園の教職員(保育士)と年長児童及びその保護者向けに、CAP研修(人権教育プログラム)を実施する。 ○養育支援訪問事業、子育て短期支援(ショートステイ)事業を実施する。 ○子ども家庭総合支援拠点の設置
	② 「児童虐待防止法」について啓発を推進し、市民からの通報を促します。	子ども課	○子育て相談窓口一覧の配布 ○広報誌等を利用した啓発	○保育園、幼稚園、小・中学校を通じて全世帯あてに、子どもに係る相談窓口のチラシを配布。広報須坂11月号で、児童虐待防止月間の周知及び啓発	○児童虐待防止について、周知啓発を行うことで、市民の関心を高めることができた。	○広報等により周知啓発を図る。
(2) 子育て支援等						
	① 子育てと仕事の両立のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。	子ども課	○子育て相談窓口 ○妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」 ○子育て支援センター事業 ○幼児期の教育、保育事業 ○子育てガイドブック・子育てメールマガジンの発行	○家庭児童相談件数 402件 ○妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応する。 ○子育て支援センターにおいて各種講座等を開催 ○幼児教育・保育の無償化の実施 ○子育てに必要な支援について、広報須坂・子育てガイドブック・ホームページ・メールマガジン等で情報提供	○妊娠から子育て期に関して、抱えている悩みや相談に対応し、必要に応じて関係機関との連携を図った。 ○子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を行った。 ○幼児教育・保育の無償化を実施した。	○妊娠から子育て期に関するさまざまな悩みに対応し、必要に応じて関係機関と連携を図る。 ○子育て支援センターにおいて各種講座等を開催 ○幼児教育・保育の無償化の実施 ○子育てに必要な支援について、広報須坂・子育てガイドブック・ホームページ・メールマガジン等で情報提供
		健康づくり課	○妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」の設置 ○須坂市子育て応援アプリすまいるナビ	○妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応する。おひさま専用電話件数(35件) ○子育てに関する情報を提供する。	○妊娠から子育てに関して、抱えている悩みや相談に対応し、必要に応じて関係機関との連携を図った。 ○子育てに関する情報を広く周知した。	○妊娠から子育て期に関するさまざまな悩みに対応し、必要に応じて関係機関と連携を図る。 ○必要な情報をタイムリーに提供する。

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できる点)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
	② 子育て支援活動を行うNPO法人、子育てサークルなどさまざまな市民や団体等の活動主体の共創と、社会資本を十分かつ効果的に活用する取組みを進めます。	子ども課	○各種講座などの実施 ○子育て支援センターにおける子育てサークルの育成、支援 ○ファミリー・サポート・センター事業	○子育てミニ講座 2回 83人 ○ピアママサロン 中止 ○すくすく育児ランド 中止 ○親のほっとタイム 6回 27人 ○子育てセミナー 2回 20人 ○ファミリー・サポート・センター事業により、地域で子育て家庭を支えあう活動を推進 会員数(2020年度末累計) 依頼会員 476人、提供会員 43人、両方会員11人	○市民や団体等の活動主体の共創と、社会資本を十分かつ効果的に活用する取組みを進めようとしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止になる事業が多かった。	○子育てミニ講座、ピアママサロン、すくすく育児ランド、親のほっとタイム等の実施。 ○ファミリー・サポート・センター事業により、地域で子育て家庭を支えあう活動を推進
	③ 国及び県、市はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力、連携して子育てを支援します。	子ども課	○子育て支援センターにおける世代間交流 ○保育園における世代間交流、地域における異年齢児交流事業 ○ながの子育て家庭優待パスポート事業の活用	○シルバー人材センター会員さんと畑で野菜づくりの交流 ○中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業等は中止 ○地域における異年齢児交流 10園 ○老人福祉施設訪問等世代間交流事業 10園 ○長野県が主体となる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」について、広報須坂で周知。 H28年4月から全国展開	○県、市、企業や地域社会を含めた社会全体で協力、連携して子育てを支援した。 ○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止になる事業が多かった。	○シルバー人材センター会員さんとの交流、中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業等を実施 ○長野県が主体となる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」について、広報須坂で周知
	④ 幼稚園・保育園・認定こども園、児童センター、公民館、学校施設を活用して、子育て家庭の支援に努めます。	子ども課	○保育園等における啓発活動	○保育園、幼稚園、認定こども園において、子どもたちが健やかに育つことができるよう、教育・保育事業を実施 ○年長児童にCAP研修(人権教育プログラム)を取り入れ、暴力から自分を守る力をつけ、自己肯定感を高めるようワークショップを実施	○各施設が窓口となり、子育て家庭に寄り添った支援を行った。 ○研修の後は、子ども自身が嫌なこと困ったことを、保育士に相談することができた。	○保育園、幼稚園、認定こども園において、子どもたちが健やかに育つことができるよう、教育・保育事業を実施 ○公立及び私立の希望する園でCAP研修を実施
(3) 人権に配慮した学校教育の推進						
	① 各種教育相談機関の周知を図るとともに、不登校児童生徒への相談・支援等の充実を図ります。	学校教育課	○教育相談室の設置 ○各中学校への不登校児童生徒支援員、心の教室相談員、中間教室適応指導員の配置 ○スクールカウンセラーの配置	○指導主事2人配置 ○不登校児童生徒支援員等6人、心の相談員4人を中学校に配置 ○4人のスクールカウンセラーを中学校(拠点校)に配置	○児童生徒の悩みについて共感し、助言や指導をすることにより、多くの児童生徒の心の安定が図られた。	○教育相談員、スクールカウンセラー、心の相談員を配置し、児童生徒の悩みについて、問題解決を図る。
	② 保護者対応や生徒指導に係る教職員の力量の向上を図るとともに、各学校において、いじめや不登校を未然に防ぐことができるよう、よりきめ細かい対応に努めます。	学校教育課	○人権担当者会議、人権教育主任会、人権交流講座、人権教育研究会、郡市PTA研究集会、市人権教育講座等への参加 ○職員研修 ○Q-U調査	○人権教育担当者会議、人権教育主任会、人権交流講座、郡市PTA研究集会、市人権同和教育講座、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会、人権を考える市民のつどい等へ参加 ○職員研修を実施 ○Q-U調査の実施(全学年2回)1回分はハイパーQ-Uを実施	○各種集会等への参加により、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができた。 ○Q-Uの活用で、子どもたちが楽しい学校生活を送るための学級経営ができた。	○人権教育担当者会議、人権教育主任会、人権交流講座、郡市PTA研究集会、市人権同和教育講座、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会、人権を考える市民のつどい等へ参加 ○職員研修を実施 ○引き続きQ-U調査の1回分はハイパーQ-Uを実施
		人権同和教育課	○教職員研修	○新型コロナウイルス感染症対策のため研修会を行うことが出来なかったが、会議の場において周知を図った	○須坂市の取組みを理解して指導に当たっていただくことができた。	○教職員研修
	③ いじめ問題の解決に当たっては、いじめられた児童生徒の心情を第一として、まず学校において人権侵害の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し早期解消に努めます。	学校教育課	○いじめに関する実態調査	○6月と11月にいじめに関する調査を実施	○いじめに関する調査を実施することで、情報の集約を行い、個別の教育相談につなげることができた。	○いじめに関する調査の実施(6月・11月)
		人権同和教育課	○学校における児童、生徒一人ひとりの気持ちに寄り添う人権教育の取組みの支援	○学校人権教育主任会(2回)及び校長会(1回)との懇談会で、市人権教育推進計画等について周知	○市人権教育推進計画の学校人権教育で、いじめ問題は命に関わる重要な課題であることについて意識の統一が図れた。	○学校における児童、生徒一人ひとりの気持ちに寄り添う人権教育の取組みの支援
	④ 障がい等のある児童生徒の学校生活を支援するために、教育的ニーズの把握や、校内支援体制の整備・充実を図ります。 また、就学相談の充実、関係機関との連携を推進します。	学校教育課	○教員補助員の配置 ○特別支援教育コーディネーター等連絡会 ○教育支援委員会における関係機関との連携	○教員補助員43人配置 ○特別支援教育コーディネーター等連絡会の開催 ○教育支援委員会の開催	○障がい、多動行動児童等の学校生活における担任の補助を行い、教育活動の充実が図られた。 ○教育支援委員会では、当該児童生徒にふさわしい学級・学校への進路を決定することができた。	○各小中学校、支援学校に教員補助員を配置(44人)し、個々に寄り添った支援を行う。 ○心身に障がいのある児童生徒の適切な就学を図る。
	⑤ 外国籍等児童生徒の日常生活や学校生活への適応を図るため、日本語の指導や精神面・生活面に関わる相談・支援の充実を図ります。	学校教育課	○外国籍児童生徒支援員による日本語の指導、相談	○外国籍児童生徒支援員として計5人(タイ・ポルトガル語・中国語・ウルドゥ語)に依頼	○日本語の読み書きが不十分な児童生徒に対し、専門的な指導と支援を行い、授業や保護者との意思疎通が図られた。	○外国籍児童生徒支援員の配置(タイ・ポルトガル語・中国語)
(4) 子どもの健全育成のための環境づくり						
	① 子どもが社会性を身につけ、他者への思いやりや生命を大切に思う心情を育むよう、さまざまな世代を超えての交流、豊かな自然を生かした体験的活動等の推進を図ります。	子ども課	○信州すざか農業小学校豊丘校の開校 ○保育園における世代間交流、地域における異年齢児交流事業 ○子育て支援センターにおける中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業	○信州すざか農業小学校豊丘校の開校 ○保育園における世代間交流、地域における異年齢児交流事業 ○子育て支援センターにおける中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業は中止	○さまざまな世代を超えての交流、豊かな自然を生かした体験活動を通して、子どもが社会性を身につけ、他者への思いやりや生命を大切に思う心情を育むことができた。	○信州すざか農業小学校豊丘校の開校、保育園における交流事業、子育て支援センターにおける中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業等を通じ、世代間、同世代間交流を実施

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度) 具体的取組み内容 (事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人 権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組 み内容
	① 子どもが社会性を身につけ、他者への思いやりや生命を大切に思う心情を育むよう、さまざまな世代を超えての交流、豊かな自然を生かした体験的活動等の推進を図ります。	学校教育課	○児童センター、クラブにおける地域の方との世代間交流 ○保育園、幼稚園デイサービスでの交流や、養護学校との交流活動 ○キャンプ・修学旅行など集団・体験活動	○各センター・クラブにおいて、公民館や老人会等との行事の実施	○児童センター・クラブで、地域の方との世代間交流が図られた。	○各センター・クラブにおいて、公民館や老人会等との行事の実施
	② 子どもが健やかに成長できる社会環境をつくるために、家庭・地域、学校の連携を図り、関係団体の協力を得ながら、有害環境浄化に取り組みます。	子ども課	○児童青少年育成委員会による街頭巡視活動	○各区、各学校関係から推薦され委嘱している83人の児童青少年育成委員が、市内各所の定期的な街頭巡回や有害環境浄化点検を実施	○家庭・地域、学校の連携を図り、関係団体の協力を得ながら、有害環境浄化に取り組んだ。	○各区、各学校関係から推薦された83人に児童青少年育成委員を委嘱(任期2年)し、市内各所の定期的な街頭巡回や有害環境浄化点検を実施
		学校教育課	○PTA、地域への情報提供、合同の研修会、福祉施設との連携	○授業参観及び学校懇談会、講演会の計画運営、町別懇談会、各種研修会への参加	○家庭、地域、学校の連携を深めることができた。	○授業参観及び学校懇談会、講演会の計画運営、町別懇談会、各種研修会への参加
	③ 児童の放課後等における安全・安心な居場所を確保し、遊びや学習、各種体験活動、異学年交流等とおして、協調・協力する力や思いやりを育む人権感覚の育成を図ります。	学校教育課	○児童センター、クラブにおける異年齢交流や季節の行事等による健全育成	○各センター・クラブにおいて、異年齢交流や季節の行事等を行った。	○児童センター・クラブで、異年齢間の交流が図られた。	○各センター、クラブにおいて、異年齢交流などを行う行事の実施
4 障がい者						
(1) 心と社会のバリアフリー						
① 地域社会の中で、障がい者の人権が守られ、偏見や差別を受けることなく、ひとりの生活者として尊重されるよう、障がい者や障がいについて正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。	福祉課	○広報須坂による広報	○12月号で障がい福祉計画等について周知	○第五次行動計画について権利擁護の推進を重視した。	○引き続き広報に力を入れていく。並びにヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発を実施	
	福祉課	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)に基づく「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置	○障害福祉施設推進懇話会として第1回会議を開催	○地域の実情について情報共有と意見交換を行った。	○継続して開催を図っていく。	
	人権同和教育課	○学習会、講座、広報等を通して啓発	○町別人権問題学習会の支援1回、生涯学習センター等でパネル展示を行い啓発、全戸配布のリーフレットを作成し啓発	○パネル展示等で取組むことにより正しい理解と認識を深めることができた。	○学習会、講座、広報等を通して啓発	
	② 地域における障がいのある人とならない人との交流の促進、ボランティア活動等を通じた福祉教育の充実を図ります。	人権同和政策課	○人権交流センターでの交流事業	○障がいのある方が参加する交流事業の会場として、施設利用の支援を行った。	○障がいのある人とならない人との交流の促進、ボランティア活動支援に寄与した。	○引き続き支援を行う。
③ 学校においては、特別支援学校や障害者施設等との交流をはじめ、障がい者への理解、社会的支援や介護福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。	学校教育課	○特別支援学校・学級との交流活動 ○教科における障害者理解につながる学習	○児童生徒の作品や学級の様子を展示して紹介 ○学級で特別支援教育について学習	○支援学校や支援学級の友だちのことや様子を知り、交流の日常化が図れた。	○須坂支援学校、各学校の支援学級との交流活動の実施	
(2) 障がい者の自立と社会参加の促進						
① ユニバーサルデザインの考えに基づき、障がい者の自立や社会参加の妨げとなっている物理的な障壁等をなくし、誰にもやさしく、安全で快適な福祉のまちづくりの推進に努めます。	全課共通	○安全で快適な福祉のまちづくりの推進				
	福祉課	○障害者にやさしい住宅改修事業補助金の活用	○1件(段差解消)	○障がい者の在宅生活の向上を図った。	○引き続き実施する。	
	まちづくり課	○「長野県福祉のまちづくり条例」に基いた施設整備	○市立博物館大規模改修等工事、勤労者青少年体育センター耐震補強等工事、福祉会館改修工事	○安全、容易に施設を利用できるように「長野県福祉のまちづくり条例」に基づく工事ができた。	○子育て・就労総合支援拠点整備工事 ○第1勤労者研修センタートイレ改修工事	
	道路河川課	○住み慣れた地域で安全で安心して快適に暮らせるために、すべての人に優しいユニバーサルデザインの道路空間の整備	2020年度は取り組みなし。		2021年度は取り組みなし。	
	総務課	○誰もが利用しやすい庁舎整備	○エレベーター保守点検等各種保守整備	○利用しやすい庁舎整備に努めた。	○引き続き可能な範囲での庁舎整備に努める。	

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容	
②	自分らしい生活を選択し、決定することができるように、一層市民の理解を深め、障がい者の社会参加の促進と、芸術文化活動の振興、障がい者スポーツの普及発展に努めます。	福祉課	○障害者文化芸術祭の出品とりまとめ。地区・県障害者スポーツ大会への協力	○長野地区障がい者スポーツ大会 6月1日(中止) ○長野県障がい者スポーツ大会 9月8日(中止) ○障がい者文化芸術祭 9月13日～15日(→Web会議)	○長野地区障がい者スポーツ大会 ○長野県障がい者スポーツ大会 ○障がい者文化芸術祭 コロナの影響のため評価不能	○引き続き、出品とりまとめ、協力を実施(開催が可能になった場合)	
		文化スポーツ課	○施設のハード面の整備(バリアフリー化・トイレ洋式化・駐車場整備等) ○施設管理者や職員等の障がい者スポーツに対する理解を深めるため、研修等に参加	○勤労青少年体育センターのトイレを耐震化に合わせ洋式便器に改修するとともに、スロープを設置した。	○利用者の利便性が向上した。	○施設等の修繕の際、必要によりバリアフリー化を進める。 ○文化会館の改修の際、オストメイトを設置する予定	
	③	障がいのある人が、自己実現に向けて主体的に社会参加し、ゆとりとうるおいのある生活を送ることができるよう、社会、経済、文化活動への参加の促進を図るとともに、自立を支援する施策の充実を図ります。	議会事務局	○聴覚障害者の議会傍聴の支援	○傍聴者のための手話通訳謝礼として20,000円(延べ4名分)を当初予算に計上(実施実績なし)	○どのような方にも、議会の傍聴をしていたできるように環境を整備した。	○傍聴者のための手話通訳謝礼として20,000円(延べ4名分)を当初予算に計上
			福祉課 須坂図書館	○視覚障がい者の自立支援のための音訳事業	○視覚障がい者のため、朗読ボランティアによる広報須坂や須坂新聞、須坂市社会福祉協議会報等の情報CDを作成し希望者に送付した。	○視覚障がい者が地域の情報を得るための支援ができた。	○引き続き支援を行う。
			人権同和政策課(再掲)	○人権交流センターでの交流事業や施設利用の広報等を活用して、参加利用を促し自立の支援	○障がいのある方が参加する交流事業の会場として、施設利用の支援を行った。	○障がいのある人となない人との交流の促進、ボランティア活動支援に寄与した。	○引き続き支援を行う。
	④	ハローワーク、障害者総合支援センター等関係機関と連携し、職業相談、求人開拓などを行い、障がい者の就労促進と経済的自立の支援に努めます。	福祉課	○公共職業安定所(ハローワーク)、まいさほ須坂などの紹介	○照会、相談があった際に紹介	○関係機関と連携し、自立への支援を行った。	○引き続き相談支援と、関係機関との連携を図る。
			産業連携開発課	○障がい者雇用に関し、須坂市就業支援センター(愛称:ゆめわーく須坂)における、相談員による就業相談 ○公共職業安定所(ハローワーク)をはじめ、関係機関との連携による就業支援 ○障がい者雇用の促進を図るため、「須坂市障害者雇用促進奨励金」、「須坂市障害者作業施設等整備事業補助金」による、障がい者の雇用機会の充実や労働環境の整備	○ゆめわーく須坂利用者数(3月末)延93件(内新規15名) ○須坂市障がい者雇用促進奨励金1件(1事業所)2万円 ○須坂市障がい者作業施設等整備事業補助金利用なし	○須坂市就業支援センターに相談に見えた障がい者の方には、ハローワークと連携し対応している。また、障がい者雇用奨励金は1件の利用であったが、障がい者雇用の増加に寄与した。	○障がい者雇用に関し、須坂市就業支援センター(愛称:ゆめわーく須坂)における、相談員による就業相談 ○障がい者雇用の促進を図るため、「須坂市障害者雇用促進奨励金」、「須坂市障害者作業施設等整備事業補助金」交付
	⑤	障がいの重度化、重複化、多様化が進む中で、保健・医療・福祉、教育、雇用など関係機関が連携を深め、障がい者の一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな対応に努めます。	福祉課	○成年後見支援センターの設置 ○須高地域自立支援協議会の開催	○設立準備会の開催 ○テーマに沿った各部会の開催	○関係機関との連携、ネットワーク、課題の共有が図られた。	○須高地域成年後見支援センターを開設予定 ○引き続き実施する。
			健康づくり課	○精神障がい者への訪問・面接等による相談 ○須高精神保健福祉連絡協議会の開催	○精神障がい者への訪問・面接等による相談、精神障がい者の家族会への支援(8回) うつ病の方の家族教室の開催(10回)	○関係機関と連携しながら、個々のニーズに沿った支援を行った。 ○家族の交流の場を通じて、病気の理解が深まり、家族からの支援が深まる効果もみられた。	○引き続き、本人、家族への支援を実施
	(3) 障がい者の権利擁護の推進						
①	身体、財産などの基本的権利に関する事柄のほか、生活上のさまざまな相談が受けられる体制の整備を図ります。	福祉課	○相談体制の整備、充実	○障害者虐待防止センターによる相談体制の充実を図った。(通報・相談件数4件)	○障害者虐待防止センターとして通報があった相談に対するコア会議を実施し、対応を協議した。	○引き続きコア会議を開催して対応するとともに、虐待の防止を図る。	
		福祉課	○成年後見支援センターの設置 ○須高地域自立支援協議会の開催	○設立準備会の開催 ○テーマに沿った各部会の開催	○須高3市町村による共同設置で合意した	○須高地域成年後見支援センターを開設予定 ○引き続き実施する。	
		福祉課(再掲)	○広報での周知 ○須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会を通じた関係機関との密な連携の確保	○広報での周知 ○須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会を通じた関係機関との密な連携の確保	○須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会を通じ関係機関と連携確保	○障がい者の虐待防止について啓発及び相談窓口の周知を図る。	
		人権同和政策課	○関係機関等と連携しての広報	○ポスター等の掲示による人権啓発を行った。	○様々な人権課題の啓発を連携して行うことができた。	○関係機関と連携して啓発を図る。 ○人権啓発パネルをイベントに合わせて展示したり、貸し出しを行なう。	

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度) 具体的取組み内容 (事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価 (人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
(4)	コミュニケーションのバリアフリー等					
	① 障がい者に関する不適切な用語について、条例等の見直しを行います。	全課共通	○条例等の不適切な用語を廃し、適切な表現方法に見直す			
	② 日常生活上の適切な用語の使用についての普及・啓発に努めます。	人権同和政策課	○町別人権問題学習会や広報等での普及、啓発	○ポスター等の掲示による人権啓発を行った。	○障がい者マークの理解者を増やす取組みが図れた。	○人権啓発パネルをイベントに合わせて展示したり、貸し出ししたりする。
	③ 情報伝達手段が制限される障がい者のため、手話通訳者・要約筆記者の養成事業及び派遣事業等の充実、点訳・音訳のできる人の養成など、コミュニケーション支援の充実に努めます。	福祉課	○各種養成事業、派遣事業	○各種養成事業、派遣事業 ○コミュニケーションボードの作成	○手話通訳者の設置及び派遣、手話奉仕員養成講座、朗読奉仕員養成講座の開催、広報須坂の点字・音声版の発行など各種事業を実施	○各種事業を実施することでコミュニケーション支援の充実に努める。 ○手話奉仕員養成講座は2021年度中止
	全課共通	○講演会等で手話通訳、要約筆記を行うことにより、コミュニケーション支援を行う	○部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会、人権を考える市民のつどい、岩波講座などで支援を行う。	○講演会等への参加の機会を増やすため環境を整備した。	○引き続き活用を図り、コミュニケーション支援に努める。	
5 高齢者						
(1)	地域全体で支える体制の整備					
	① 高齢者や障がい者だけでなく、その家族や地域の人々も含めて一人ひとりが共に支え合いながら、いきいきとした生活を送るために、人づくり、地域づくりにより誰もが生涯安心して暮らせるまちづくりの基盤を確立します。	高齢者福祉課 地域包括支援センター	○老人福祉計画・介護保険事業計画の策定	○第8次老人福祉計画・第7期介護保険事業計画(H30~R2)に基づき、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせるまち」を基本理念に据え、地域包括ケアの考えに基づき高齢者の支援を行った。 ○「住み慣れた地域で支え合い高齢者が生きがいを持ち自分らしく暮らせるまち」を基本理念に、第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(2021~2023)の策定を行った。	○個人及び家族の困りごとの解決に向け、寄り添い、相手の立場に立った対応ができた。	○第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画(2021~2023)に基づき、「住み慣れた地域で支え合い高齢者が生きがいを持ち自分らしく暮らせるまち」を基本理念に据え、地域包括ケアの考えに基づき高齢者の支援を行う。
	② 介護を必要とする高齢者等の需用に対応して必要なサービスを円滑に利用できる環境整備を図ります。	高齢者福祉課 地域包括支援センター	○緊急通報システム事業 ○在宅福祉利用券給付事業 ○ひとり暮らし安心コール事業 ○暮らしのあんしん板の配布 ○配食サービス事業 ○日常生活用具の給付 ○高齢者にやさしい住宅改良促進事業 ○介護保険サービス事業他	○緊急通報システム事業 民生児童委員を通じて、ひとり暮らしの高齢者等宅に緊急通報装置、生活リズムセンサー等を設置した。 ○在宅福祉利用券給付事業 要介護認定を受けた寝たきり及び認知症の方を対象に、おむつ給付券、タクシー乗車券、理容・美容利用券、寝具クリーニング利用券を給付した。 ○ひとり暮らし安心コール事業 定期的に電話によるコミュニケーションを図ることにより、安否の確認と生活状況等の確認を行った。 ○暮らしのあんしん板の配布 高齢者のみの世帯の在宅での安全と安心を守るため、民生児童委員の協力を得て配付した。また、登録内容の更新を行った。 ○配食サービス事業 自宅へ昼食・夕食を配食し、利用対象者の安否を確認した。 ○日常生活用具の給付 ひとり暮らしの高齢者等の日常生活を容易にするため電磁調理器を給付した。 ○高齢者にやさしい住宅改良促進事業 介護が必要な方の浴室等住宅改良に要する経費に対し、補助金を交付した。 ○その他、介護保険サービス事業等必要なサービスを行った。	○ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者の方が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急通報システム事業等様々なサービスを利用していただくことにより、在宅福祉や施設サービスを図ることができた。	○緊急通報システム事業 ○在宅福祉利用券給付事業 ○ひとり暮らし安心コール事業 ○暮らしのあんしん板の配布 ○配食サービス事業 ○日常生活用具の給付 ○高齢者にやさしい住宅改良促進事業 ○介護保険サービス事業 他
	③ 地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携や地域の資源を発掘・活用し、地域全体で支える体制の整備を図ります。	地域包括支援センター	○地域ケア会議の開催	○第8次老人福祉計画・第7期介護保険事業計画(H30~R2)に基づき、地域ケア個別会議を12回開催した。	○高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるように関係機関や関係者と生活支援について考えることができた。	○地域ケア会議の開催(個別会議、推進会議)

基本的施策	担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
(2) 高齢者の積極的な社会参加	高齢者福祉課	<p>① 高齢者が自らの経験や知識を生かして主体的、積極的に社会参加するための支援をします。</p> <p>② 高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、シルバー人材センター等高齢者の社会生産活動への積極的参加や老人クラブ等をはじめとする自主的団体への加入、シニア(老人)大学や公民館活動等の生涯学習活動への積極的な参加がしやすい環境づくりを図ります。</p>	<p>○シニアクラブ連合会と各町老人クラブ(23クラブ)に対し、交付金を交付し活動を支援した。</p> <p>○須高広域シルバー人材センターの運営に補助金を交付し運営を支援した。</p> <p>○老人福祉センターの運営に補助金等を交付し運営を支援した。</p>	<p>○社会参加による生きがいづくりの充実と健康づくりを推進することができた。</p>	<p>○高齢者の生きがいと健康づくりのため社会活動を行う老人クラブの活動を支援</p> <p>○高齢者の就労支援として、須高広域シルバー人材センターの運営を支援</p> <p>○老人福祉センターの運営を支援</p>
(3) 介護予防の充実	地域包括支援センター	<p>① 自立した生活を続けて要介護状態にならないこと、あるいは要介護状態になっても介護を最小限にとどめるための介護予防の啓発を推進します。</p> <p>② 健康診査、健康教育等の機会を通じて普段から健康の保持に努め、要介護の状態になった時はリハビリテーションを受け、積極的に在宅サービスや福祉サービスを活用することが必要であることから、疾病予防、介護予防事業の充実を図ります。</p>	<p>○介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業)</p> <p>○後期高齢者健康増進事業の実施</p> <p>○介護予防・日常生活支援総合事業(65歳健康教室、高齢者健康教室等の教室を169回開催し、参加人数は2,519人)</p> <p>○介護予防・生活支援サービス事業として、はつらつ若返り教室、筋力向上トレーニングいきいき教室、脳げんき教室等を714回実施し、参加延人数は4,019人</p> <p>○後期高齢者健康増進事業お達者クラブを20回開催し、参加延人数は279人</p>	<p>○教室や相談等により、介護予防の推進を図ることができた。</p> <p>○家に閉じこもりがちな高齢者の仲間づくりと健康増進等を図ることができた。</p>	<p>○介護予防・日常生活支援総合事業の実施(一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業)</p> <p>○後期高齢者健康増進事業の実施</p>
(4) 高齢者の権利擁護	<p>高齢者福祉課</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>地域包括支援センター</p>	<p>① 認知症や寝たきり状態になっても同居家族がいない高齢者や、家庭内において十分な介護を受けることができない高齢者の権利を擁護し、生活全般にわたってサポートする体制の確立を図ります。</p> <p>② 地域包括センターを中心に関係団体や地域住民等との連携により「生活支援」や「自立支援」を基本に据えたサポート体制の確立を図ります。</p>	<p>○成年後見制度普及啓発エンディングノート活用講座等を開催し、成年後見制度の普及啓発に努めた。</p> <p>○成年後見支援センター設置に向け、須高3市町村等と協議を行った。</p> <p>○エンディングノートの活用エンディングノート活用講座を、1月(井上地域公民館)、2月(南部地域公民館、豊洲地域公民館)にて開催した。</p> <p>○須高市虐待被害者等支援対策連絡協議会等関係機関と連携を図り、高齢者虐待の対応を行った。</p> <p>○高齢者虐待防止研修会を1回開催し、93人受講した。</p> <p>○認知症サポーター養成講座を5回実施し、85人養成した。</p> <p>○サポーター養成講座の講師役のキャラバン・メイトフォローアップ研修会(1回)を開催し、24人受講した。</p> <p>○3箇所の在宅介護支援センター等へ相談業務を委託し、身近な相談窓口を確保した。</p> <p>○毎月「もの忘れ相談日」を広報し、相談場所の周知と気軽に相談できる場を設けた。</p> <p>○認知症の人及び家族の支援に努めた。</p>	<p>○エンディングノート活用講座等を通じて、高齢者の権利擁護と終末期医療について周知に努めた。</p> <p>○成年後見制度の利用の促進に向け、成年後見支援センターを須高3市町村による共同設置で合意した。</p> <p>○出前講座等で、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及を図ることができた。</p> <p>○相談者及び家族に寄り添った支援に努めた。</p>	<p>○成年後見支援センター設置による成年後見制度普及啓発</p> <p>○エンディングノートの活用</p> <p>○高齢者虐待への対応</p> <p>○認知症サポーターの養成</p> <p>○認知症サポーターフォローアップ講座の開催</p> <p>○委託型地域包括支援センターの設置</p> <p>○ランチ業務(相談窓口)</p> <p>○地域ケア会議(個別会議、推進会議)</p> <p>○認知症の人及び家族の支援</p>

基本的施策			担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取り組み内容 (事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できる点)	令和3年度(2021年度)の取り組み内容
		③ 特殊詐欺について、情報提供に努めるとともに、関係機関、企業、地域活動団体等と連携した被害防止対策を実施します。	消費生活・特殊詐欺被害防止センター	○防犯意識の啓発 ○防犯情報の発信による犯罪を未然に防止する環境づくり	○介護保険制度説明会出張啓発(1回、7月) ○70歳・75歳健康教室出張啓発(2回、7・10月) ○出前講座(1回、6月) ○高齢者世帯訪問(4回、4・7・9・12月) ○年金支給日等の街頭啓発活動(防犯協会・警察等と合同)(3回、8月・12月×2) ○防災行政無線(90回)、メルマガ(50回)、ツイッター(随時) ○広報須坂掲載(5回、5・6・10・12・2月号) ○隣組回覧啓発(2回、7・3月) ○企業振興ニュース啓発記事掲載(1回、7月号) ○高齢者見守りパンフレット民生委員へ配付(4月) ○セーフティー須高隣組回覧(11回、4・6～3月) ○たて看板を本庁舎玄関に設置(6月)	○注意喚起により、市民から「防災無線の放送と同じ電話がかかってきた。」「家に訪問があったが、最近放送が多く怪しいと思った。」「市の相談窓口があることを知った。」等の声が寄せられ、未然防止につながった。	○被害の認知件数は減っていないため、引き続き関係機関と連携し、様々な方法で周知・啓発活動を実施する。

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容	
6 インターネット							
① インターネットを介したいじめや人権侵害に関する相談窓口を設けるとともに、専門の関係機関と連携し、助言を行います。	人権同和政策課	○人権交流センターにおける相談事業 ○専門機関と連携して助言	○人権交流センターが総合相談窓口	○人権に関する総合相談窓口を市民に周知することで、相談しやすい体制を整えた。	○総合相談窓口の周知		
	人権同和政策課	○インターネット上の人権侵害に係るモニタリング体制の構築	○県が主催する「市町村と県の連携によるインターネット上の人権侵害に係るモニタリング体制の構築に向けた研究会」準備会 未実施 ○須高3市町村人権同和対策事務連絡会議で協議、検討	○須高3市町村で課題や今後の方針等について協議、情報共有することができた。	○引き続き準備会及び研究会に参加		
	学校教育課	○相談員やスクールカウンセラー等の活用	○個別の案件毎に相談員とスクールカウンセラーが対応	○児童生徒、保護者へ相談窓口の周知を図り、誰でも相談できる体制が徹底された。	○相談員、スクールカウンセラーの継続と、スクールソーシャルワーカー(県派遣)との連携		
	② 有害サイトをブロックするソフトやプロバイダによる規制等、子どもたちを有害情報から守るための仕組みの周知を図るとともに、家庭における情報モラル教育の推進に努めます。	学校教育課	○インターネットやケータイ等による人権侵害及び情報モラルに関する学習会の開催	○市内統一のSNSルールについて、生徒会サミットで作成したリーフレットを配布した。	○生徒が自ら考えて取り組んだ。	○SNSルールの見直しと新しいリーフレットの作成	
		子ども課	○子育てセミナーにおける関係講座の開催	○子育てセミナーにおける関係講座の開催 育成会 8回 187人、保育園等 9回 134人	○子どもたちを有害情報から守るための仕組みの周知を図るとともに、家庭における情報モラル教育の推進に努めた。	○子育てセミナーにおける関係講座の開催	
	③ 学校や公民館などにおける人権教育、情報教育の機会を通じて、インターネットが社会に与える影響の重大性について周知を図るとともに、情報発信のモラルや責任等について理解を深める啓発を行います。	学校教育課	○インターネットやケータイ等による人権侵害及び情報モラルに関する学習会の開催	○情報モラル研修会の開催(PTA、学年、親子学習会等)	○児童生徒、保護者、教職員が共通理解することができ、保護者として果たす責任を確認できた。	○講演会、研修会の実施	
		生涯学習推進課	○インターネット利用等の学習会の開催及び啓発、支援	○町別人権問題学習会を開催する中でインターネットにかかる人権等の学習会の開催(2回)	○インターネットの危険性・マイナスの影響についての理解を深めることができた。	○町別人権問題学習会の支援	
		人権同和教育課	○学習会、講座、広報等を通して啓発	○町別人権問題学習会の支援6回、生涯学習センター等でパネル展示を行い啓発	○町別学習会等で取組むことにより正しい理解と認識を深めることができた。	○学習会、講座、広報等を通して啓発	
	7 犯罪被害者等						
	① 国の「第二次犯罪被害者等基本計画」に基づき、犯罪被害者等の擁護活動を行う民間団体の支援に努めるほか、相談窓口を設けるとともに、関係機関等と連携し、適切な対応につながるよう情報提供や支援に努めます。	人権同和政策課	○人権交流センターにおける相談事業 ○認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター、警察署等と連携して情報提供	○人権交流センターが総合相談窓口 ○犯罪被害者を支援するために人権交流センターでの日常相談	○人権に関する総合相談窓口を市民に周知することで、相談しやすい体制を整えた。	○認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センターへの活動支援や人権交流センターの相談業務で事実があったら関係機関と連携して支援をする。	
		人権同和政策課 人権同和教育課	○認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター、警察署等と連携して広報	○認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センターの活動を支援 ○不用になった本やCDをお金に換えて犯罪被害者の支援に役立てるホンデリング活動の周知、活用	○ポスターの掲示、チラシの配布等により、多くの市民に現状について知っていただくことができた。	○広報について関係機関と連携して引き続き啓発をする。 ○人権啓発パネルをイベントに合わせて展示したり、貸し出しを行なう。	
	8 外国人						
(1) 国際化の推進	① 市民の国際感覚を高め、互いの異なる文化や価値観を尊重し合い共生できる社会の構築に向けて、さまざまな機会を捉えて情報発信と啓発を行います。	政策推進課	○通訳ボランティア等を活用し、国際交流の推進を図る。	新型コロナウイルス感染拡大のため、取組実績なし	—	○公民館や関係団体と連携を図り、国際交流活動の推進に努める。	
		生涯学習推進課(再掲)	○町別人権問題学習会の実施及び啓発、支援	○町別人権問題学習会の開催(参加者 18町 延べ 441人) ○町別人権問題学習会の書面による開催(実施町数 43町)	○同和問題をはじめ様々な人権課題の学習を行い、99人が初めての参加だった。 ○「コロナ感染症と人権問題」等、書面による学習を実施し、人権問題に対する理解を深めていただく機会となった。	○町別人権問題学習会の支援	
		人権同和政策課	○情報発信による啓発	○人権啓発パネルの展示 6月1日~7月3日、11月30日~12月11日(生涯学習センター)	○期間を長めに取り、大勢の方に見ていただくようにした。	○関係機関と連携して広報により啓発を図る。 ○人権啓発パネルをイベントに合わせて展示したり、貸し出しを行なう。	

基本的施策		担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度) 具体的取組み内容 (事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
(2) 国際交流の推進						
① 友好都市をはじめ在住外国人との教育・文化・スポーツなどさまざまな国際交流活動を推進し、外国人に対する偏見の解消に努めます。	政策推進課	○友好都市(中国吉林省四平市)との交流を深め、国際化に対応した人づくりを推進	○四平市から5月7日に新型コロナ感染拡大防止のため、マスク10,000枚の寄贈を受け、それを広報須坂及びホームページで広報した。	○両市の友好を深めることができた。	○特に該当する事項はなし。	
	生涯学習推進課	○日本語教室等の開催	○日本語教室を開催した。	○日本語を学びながら、相互理解を深めることができた。	○異文化理解講座を開催 オリンピック・パラリンピックホストタウン事業(中国の文化)	
	文化スポーツ課	○長野県日中友好都市中学生卓球交流大会に、友好都市である四平市との合同チームにより参加し、中学生の国際交流を図る。(5年ごと)	○2018年に実施	○5年ごとの開催	○次回は2023年開催予定	
	政策推進課(再掲)	○通訳ボランティア等を活用し、国際交流の推進を図る。	新型コロナウイルス感染拡大のため、取組実績なし	—	○公民館や関係団体と連携を図り、国際交流活動の推進に努める。	
② 国際交流ボランティアの育成を図り、市民が主体の継続的な国際交流活動に努めます。	生涯学習推進課	○国際交流パーティ開催支援	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。		○国際交流パーティ開催支援	
	(3) 多文化共生の推進					
① 外国人への情報提供及び市民と外国人の交流や教育・啓発を進めるとともに、日本文化と異文化の相互理解を推進するための学習機会の充実と啓発に努めます。	生涯学習推進課(再掲)	○日本語教室等の開催	○日本語教室を開催した。	○日本語を学びながら、相互理解を深めることができた。	○異文化理解講座を開催 オリンピック・パラリンピックホストタウン事業(中国の文化)	
	② 外国人の定住化・長期滞在化が進む中で、外国人を対象とした多言語での生活情報の提供や、日常生活の相談・支援体制の充実を図ります。	人権同和政策課(再掲)	○人権交流センターにおける相談事業	○人権交流センターが総合相談窓口	○啓発により市民の正しい理解と認識を深めることができた。	○人権交流センターにおける相談事業
		生活環境課	○外国人向けごみカレンダーの作成(英語・中国語・ポルトガル語・タイ語)	○外国人転入者や相談等に対し、外国人向けごみカレンダーを利用した説明及び配布	○外国人向けごみカレンダーを利用することにより、相談等に対し、生活情報の提供ができた。	○外国人の転入時等に活用するごみカレンダーを作成する。
③ 生活上の悩みなどを抱える外国人が、スムーズに相談できるように、国・県等の関係機関との連携を図ります。	人権同和政策課	○国・県と連携して相談体制を広報	○2020年度は未実施(市民大集会、市民のつどい中止のため)	○新型コロナウイルス感染症のため、会議が開催できなかった。 ○展示スペースの都合で展示できなかった。	○市民大集会、市民のつどいでパネル展示を行い啓発	
9 刑を終えて出所した人等						
① 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消するために、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの人たちと連携して、人権に配慮した啓発を進めます。	福祉課	○須坂市保護司会との連携を図り、啓発への支援	○照会、相談があった際に紹介	○関係機関と連携し、自立への支援を行った。	○引き続き相談支援と、関係機関との連携を図る。	
	人権同和政策課	○須坂市保護司会と連携した啓発	○2020年度は未実施(市民大集会、市民のつどい中止のため)	○新型コロナウイルス感染症のため、会議が開催できなかった。 ○展示スペースの都合で展示できなかった。	○関係機関と連携して広報等により啓発を図る。 ○人権啓発パネルをイベントに合わせて展示したり、貸し出しを行なう。	

基本的施策	担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度)具体的取組み内容(事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価(人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
10 さまざまな人権課題					
(1) HIV感染者・ハンセン病患者等					
① 知識不足や誤解によって生じるさまざまな偏見等を払拭するため、感染症に関する正しい情報の普及・啓発を推進します。また、学校等と連携し、性教育の一環として感染症や感染予防・治療に関する適切な指導を行います。	学校教育課	○啓発資料を活用した学習 ○ハンセン病問題に対する正しい理解と認識を深める学習	○「わたしたちの道」や「あけぼの」等の資料を使用した学習	○知識不足や誤解による偏見等に対して、正しい情報の普及・啓発が図れた。	○「わたしたちの道」や「あけぼの」等の資料を使用した学習
	健康づくり課	○小・中学校と連携し、性教育等に関する講座(思春期セミナー)を実施し、正しい知識の普及	○市内小中学校と連携し、性教育に関する講座の開催(2回 参加者343人)	○児童、生徒や保護者に対し、思春期のころから、性に関する正しい知識の大切さを啓発することができた。	○市内小中学校と連携し、性教育に関する講座の開催
	福祉課	○民生児童委員と連携して、正しい理解と認識を深めるための研修、啓発の実施	○民生児童委員協議会の管外視察研修が新型コロナウイルス対応により中止になったため実施せず。	—	○研修を実施し、啓発を図る。
	人権同和政策課	○新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について、広報等を通じて啓発	○広報須坂5月号、市ホームページ、隣組回覧、小中学校でチラシを配布し啓発 ○併せて法務局等相談窓口を紹介 ○シトラスリボン講座の開催(2回)	○チラシ、シトラスリボンによる新型コロナウイルス感染症に関連する人権啓発に努めた。	○広報、シトラスリボン講座等による啓発 ○法務局等相談窓口の紹介
	人権同和政策課(再掲)	○庁内関係課と連携して広報須坂等による啓発	○市民大集会、市民のつどいでパネル展示を行い啓発 未実施	○新型コロナウイルス感染症のため、大会が開催できなかった。 ○展示スペースの都合で展示できなかった。	○市民大集会、市民のつどいでパネル展示を行い啓発
	健康づくり課	○相談、検査機関の紹介	○相談、検査機関の紹介	○相談、検査機関があることを紹介できたことで、不安解消につながった。	○相談、検査機関の紹介
② プライバシーに配慮して、迅速かつ安心して相談・検査が受けられるように努めます。	健康づくり課	○相談、検査機関の紹介	○相談、検査機関の紹介	○相談、検査機関があることを紹介できたことで、不安解消につながった。	○相談、検査機関の紹介
(1)-2 新型コロナウイルス感染症					
新型コロナウイルス感染症による人権侵害等に対する市の対応	人権同和政策課(再掲)	○新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について、広報等を通じて啓発	○広報須坂5月号、市ホームページ、隣組回覧、小中学校でチラシを配布し啓発 ○併せて法務局等相談窓口を紹介 ○シトラスリボン講座の開催(2回)	○チラシ、シトラスリボンによる新型コロナウイルス感染症に関連する人権啓発に努めた。	○広報、シトラスリボン講座等による啓発 ○法務局等相談窓口の紹介
	人権同和政策課	○人権交流センターにおける相談事業 ○関係機関等と連携して情報提供	○人権交流センターを人権の総合相談窓口として広報須坂等を活用し周知 ○国や県(新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口)の相談窓口の周知	○人権に関する総合相談窓口を市民に周知することで、相談しやすい体制を整えた。	○人権交流センターにおける相談事業 ○関係機関等と連携して情報提供
	人権同和政策課(2020年度政策推進課)	○県と連携し、外国人に対し情報提供	○多言語での新型コロナウイルス感染症に関する情報を市ホームページで周知	○外国人に対する情報提供に努めた。	○県と連携して情報提供
	人権同和教育課	○学習会、講座等の開催や広報等を通して啓発	○啓発資料「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)とともに広がる偏見、差別を止めるには」を9月に隣組回覧を実施 ○町別人権問題学習会での取り組み 学習会7町 書面32町	○人権意識の向上や人権啓発を図ることができた	○学習会、講座等の開催や広報等を通して啓発
	生涯学習推進課	○町別人権問題学習会の開催及び啓発、支援	○町別人権問題学習会での取り組み 学習会7町 書面32町	○「コロナ感染症と人権問題」について、学習会、書面開催により実施。人権問題に対する理解を深めていただく機会となった。	○町別人権問題学習会の支援
	学校教育課	○新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者、家族が悲しい思いをしないように考える学習	○自分自身を振り返ったり、あるべき姿が想起できるような内容の人権教育	○相手の立場に立って友達への対応を真剣に考えることができた	○自分自身を振り返ったり、あるべき姿が想起できるような内容の人権教育

基本的施策	担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度) 具体的取組み内容 (事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価 (人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
(2) アイヌの人々					
① アイヌの人々の歴史や文化及び現状についての認識不足などにより生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に関心を一層高め、アイヌの人々への正しい理解を促進するよう県と連携して広報・啓発に努めます。	人権同和教育課	○学習会、講座、広報等を通して啓発	○生涯学習センター等でパネル展示を行い啓発	○人権啓発パネルにより啓発に努めた。	○学習会、講座、広報等を通して啓発
(3) 性的指向及び性同一性障害					
① 性的指向及び性同一性障害を理由とする偏見や差別は不当であるという認識を持ち、人間の性のあり方について理解を深め、同性愛、両性愛、性同一性障害など性的少数者への偏見や差別の解消をめざして、広報・啓発に努めます。	人権同和教育課 (再掲)	○学習会、講座、広報等を通して啓発	○生涯学習センター等でパネル展示を行い啓発	○人権啓発パネルにより啓発に努めた。	○学習会、講座、広報等を通して啓発
(4) ホームレス					
① 経済的自立が困難なことや通行人等が暴力をふるうなど多くの人権問題が起きているとの調査結果もあり、ホームレスに対する偏見や差別の解消をめざして、関係機関等と連携して啓発に努めます。	福祉課	○民生児童委員と連携して啓発	○全民生委員を対象として、人権研修会を開催し、差別、いじめ、ハラスメント等について学習し、要支援者への適切な民生委員活動の推進を図った。	○人権研修会を開催し、問題意識の向上と啓発を図った。	○引き続き啓発活動を実施していく。
	人権同和教育課	○学習会、講座、広報等を通して啓発	○2020年度は取組みなし		○学習会、講座、広報等を通して啓発
(5) 暮らしの中に潜むさまざまな人権問題					
① すべての人は平等であるという理念にたち、誰もが安心して幸せな生活を送ることができる地域社会をつくるため、あらゆる機会を通じて市民の人権意識の高揚を図ります。	人権同和教育課 (再掲)	○学習会、講座、広報等を通して啓発	○生涯学習センター等でパネル展示を行い啓発	○人権啓発パネルにより啓発に努めた。	○学習会、講座、広報等を通して啓発

基本的施策	担当課	具体的施策	令和2年度(2020年度) 具体的取組み内容 (事業名、回数、人数等を具体的に記入)	令和2年度(2020年度)の評価 (人権の視点から評価できるところ)	令和3年度(2021年度)の取組み内容
第6章 推進体制					
1 推進体制と役割					
(1) 本市の役割と国・県との連携					
① 市が取組む事業は、すべての分野で人権と関わり、人権尊重の意識を持って行われることを基底に、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、各人権課題に関わる部署により取組みを進めるとともに、全庁的な推進組織である「須坂市人権政策推進本部員会議」のもと、総合的に人権施策の推進を図ります。	人権同和政策課	○実施計画を作成し、須坂市人権政策推進本部員会議及び幹事会で進捗管理を行い、協議しながら人権政策の推進	○4月21日本部員会議及び幹事会議(5月、書面開催)で協議しながら人権政策を進めていく各課が取組む具体的な施策について確認	○実施計画等について、具体的な取組み内容の確認ができた。	○須坂市人権政策推進基本方針に沿った施策の進捗管理を行ない、協議する場として本部員会議及び幹事会を開催して、各課で連携を図りながら実行
② 法務局や人権擁護委員協議会、人権啓発活動ネットワーク協議会、保護司会等と連携して相談事業の充実と啓発を推進します。	人権同和政策課	○長野人権委員協議会須高部会の須坂市人権擁護委員の協力による人権交流センター等での特設よろずなんでも相談	○特設「よろずなんでも相談」の年9回開設を支援(相談件数16件)	○人権擁護委員との連携で、相談者が増加した。 ○他の団体との連携が課題	○月1回の特設「よろずなんでも相談」を人権擁護委員と連携して開催する。 ○保護司とも連携しながら相談体制の充実を図る。
③ 県の個別課題担当部署、関係施設等のほか、警察、認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター等との連携により、人権啓発の効果的な推進と相談支援事業の充実に努めます。	人権同和政策課	○関係機関と連携して人権啓発及び相談業務	○ポスター等の掲示による人権啓発を行なった。	○様々な人権課題の啓発を連携して行うことができた。	○関係機関と連携して人権啓発及び相談業務を実施
(2) 市民・NPO法人等					
① 学校、地域、企業、教育機関、市民団体、NPO法人等が、それぞれの立場で人権課題解決のための自主的な取組みを尊重するとともに、協働の考え方をより進め、市民一体となって人権が尊重される社会づくりを推進します。	人権同和政策課 人権同和教育課	○部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会、人権を考える市民のつどいを市民団体や関係機関と連携して開催	○人権のまちづくり推進会議主催の第47回部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会及び部落解放同盟須坂市協議会と共催しての、第14回人権を考える市民のつどいは、中止	○両会議とも新型コロナウイルス感染症対策のため、未実施	○1月22日 第48回部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会 兼 第15回人権を考える市民のつどいを開催
2 評価体制					
① 社会情勢の変化等に的確に対応し、より着実に、より効果的に人権政策を推進するため、「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会」に意見を求めるとともに、事務事業評価制度を活用し、定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを行います。	人権同和政策課	○部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会の開催 ○事務事業評価制度を活用した施策の見直しを検討	○部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会を書面開催(5月) ○2020年度はなし	○審議会へ実績及び計画を説明することにより事業の点検、評価見直しの機会となる。	○定期的に審議会を開催 ○事業評価を行ないながら進捗管理
② 人権に関する実態調査等は、調査内容や調査方法、実施時期など関係機関等と協議しながら必要に応じて実施します。	人権同和政策課	○人権に関する実態調査等を関係機関等と協議	○2020年度は取組みなし		○必要に応じ、関係機関等と協議

「須坂市における今後の同和対策のあり方について(平成13年12月25日答申)」後の進捗状況

1 継続案件(施設等)

2021年3月31日現在

(No.1～No.29のうち)

番号	施設名	所在	構造・面積	設置年度	敷地所有者	借地料(円)	方 策	進 捗 状 況	所管課
2	公営(厚生)住宅	本郷12戸→10戸	木平瓦	S41,42,49	市		・住宅の建替えはしない。 ・払下げして整理していく	H23下水道の補助金を受けているため10年間は管理をして経過後は払い下げ及び取壊しについて検討をしていく	まちづくり課
3		二睦8戸→2戸	木平鉄	S51,52	市			H21に4戸、H25に2戸、H30に1戸用途廃止をして解体、残り1戸については現状の利用を継続しながら、用途廃止・払い下げについて検討中	
6	卓球場	大字日滝1531-3	鉄骨二スレート・42.35㎡	S50(60改築)	市		・現状どおり	部落解放同盟須坂市協議会本郷支部へ管理をお願いしている(H28年度～施設管理業務委託)	人権同和政策課
8	児童遊園地	大字日滝1531-1	478.59㎡	S51	市		・区へ管理委託	部落解放同盟須坂市協議会本郷支部へ管理をお願いしている(H28年度～施設管理業務委託)	
9		大字井上2082-2	216.70㎡	S54	個人	71,489	・借地のまま区に管理委託	二睦区へ管理をお願いしている。また、土地所有者と賃貸借契約を結び、市が借地料を払っている	
10		大字福島122-12	268㎡	S55	市		・区へ管理委託	部落解放同盟須坂市協議会福島支部へ管理をお願いしている	
11		駐車場	大字日滝1529-1	253.94㎡	S51	市		・現状どおり	
13	大字井上2058-1		113.97㎡	S55	市	19,183	・区へ管理委託	二睦区へ有料貸付 平成27年度に行政財産の用途廃止を行ない、普通財産への変更を検討	
16	集会所	大字福島134-7	木平鉄・147.65㎡	S51新築、H1増築	市		・一定期間をおいて区へ無償譲渡	平成18年度から部落解放同盟須坂市協議会へ指定管理委託を行っている(～令和7年度)	
17	学習センター	大字日滝1531-1	木平鉄・157.41㎡	S52新築、60増築	市		・当面は、現状どおり	平成18年度から部落解放同盟須坂市協議会へ指定管理委託。平成28年度から直営(同団体に管理委託)	
18		大字井上2206-6	木二鉄・178.17㎡	S53新築、H3増築	市			平成18年度から部落解放同盟須坂市協議会へ指定管理委託を行っている(～令和7年度)	
22	農機具格納庫(農機具含む)	大字日滝1502-4	鉄平タキロン・40.1㎡	S41新築(H19増築)	市		・農機具は耐用年数が経過しているので廃棄処分として払い下げ、建物は取壊し	現在は使用していない。隣接する公営住宅廃止に併せ取り壊す予定	
23		大字日滝1531-3	鉄二鉄・42.35㎡	S47新築(S60改築)	市		・農機具は耐用年数を経過しているので廃棄処分として払い下げ、建物は学習センターと集会所の倉庫にする。	利用者(2名)へ有償貸付(行政財産目的外使用許可による)	人権同和政策課
25		大字井上1761-5(南)	鉄平鉄・42.35㎡	S52新築	市		・農機具は耐用年数を経過しているので廃棄処分として払い下げ、建物は区へ管理委託	二睦区へ有償貸付(行政財産目的外使用許可による)	
26		大字福島134-2	鉄平スレート・97.2㎡	S50新築	市		・農機具は耐用年数を経過しているので廃棄処分として払い下げ。建物は取壊し、敷地は駐車場にして区に貸付	利用者の意向では、建物を農機具に限定せず可能な限り使用したい。	農林課
29	共同防除用水槽	大字野辺221-1	コンクリート水槽・20㎡	S50設置	市		・現状どおり又は取壊しとする。	今後について話し合いを継続	

「須坂市における今後の同和対策のあり方について(平成13年12月25日答申)」後の進捗状況

2021年3月31日現在

2 完了案件(施設等)

(No.1～No.29のうち)

番号	施設名	所在	構造・面積	設置年度	敷地所有者	借地料(円)	方 策	進 捗 状 況	所管課
1	須坂市部落解放隣保館	大字小山1264-4	鉄骨二鉄・433.2㎡	S52	市		・広く交流という意味で「須坂市人権交流センター」に名称変更	14年4月1日付名称変更	人権同和政策課
4	公営(厚生)住宅	福島1戸→0戸	木平鉄	S60	個人		・住宅の建替えはしない。 ・私下げして整理していく	H24に用途廃止をして取壊し	まちづくり課
5		屋部1戸→0戸	木平瓦	S55	市		・一般向けとする。	H22に用途廃止をして取壊し	
7	卓球場	大字井上2205-1	鉄骨平スレート・48.6㎡	S51	二陸区		・区へ無償譲渡	普通財産とし、二陸区へ譲与(H28.11.29)	人権同和政策課
12	駐車場	大字井上2201-1	216.09㎡	S55	個人		・個人が個別に契約	個別契約となり市の関与はない	人権同和政策課
14	集会所	大字井上2205-1	木平鉄・210㎡	S43新築、H13改築	二陸区		・区へ無償譲渡	普通財産とし、二陸区へ譲与(H28.11.29)	人権同和政策課
15		大字日滝1531-3	木平鉄・132.23㎡	S47新築、S51増築	市		・一定期間を置いて区へ無償譲渡	令和2年度末(2020年度末)用途廃止。次年度解体予定	
19	共同作業所	大字井上1761-5	鉄骨平スレート・105.78㎡	S42新築、H11改修	市		・10年間の期限で、有料貸付	新規就農者用作業場として所管替(H29.4.1、人権同和政策課→農林課)	農林課
20	共同えのき栽培施設	大字日滝2998-1	鉄骨平スレート・441.8㎡	S61新築平成9年機械を更新	市		・10年間の期限で、有料貸付 ・新規投資はしない	新規就農者用作業場として活用(条例H28.9.1施行)	農林課
21	排水路浄化用揚水ポンプ	大字福島745-2	地下水揚水ポンプ	S61設置	個人		・区へ無償譲渡	H19年に取壊し	人権同和政策課
24	農機具格納庫 (農機具含む)	大字井上1761-5(北)	鉄平鉄・32.4㎡	S45新築	市		・農機具は耐用年数を経過しているため廃棄処分として払い下げ、建物は区へ管理委託	新規就農者用作業場として所管替(R02.10.1、人権同和政策課→農林課)	農林課
27		大字小河原4011-1	鉄平スレート・48.6㎡	S52新築	市		・農機具は耐用年数を経過しているため廃棄処分として払い下げ、建物は取壊し	備品廃棄手続き、使用可農機具は農機具管理組合へ。建物は15年3月取壊し完了	
28	共同防除用水槽	大字日滝4960-1	コンクリート水槽・62.5㎡	S43設置	市		・現状どおりとする。(防火水槽へ転用済)	防火水槽へ転用済み	消防署

3 継続案件(制度等)

2021年3月31日現在

(No.1～No.15のうち)

番号	制度名	対象	答申時の状況等	方 策	進捗状況	所管課
1	部落差別をはじめあらゆる差別をなくす活動費補助金 (部落解放活動費補助金)	部落解放同盟 須坂市協議会	27世帯、会費年3,000円、補助金800万円	・14年度以降5年間、毎年5%削減 ・5年後の18年度に見直しを行う。	別紙 補助金推移	人権同和政策課
		部落解放同盟 須高地区協議会	補助金315万8千円	・14年度以降5年間、毎年5%削減 ・5年後の18年度に見直しを行う。		
		基本法制定要求国民運動須坂市実行委員会	10万円	・現状どおり		
2	部落差別をはじめあらゆる差別をなくす活動費補助金 (部落解放活動費補助金)	部落解放専門推進員	部落解放同盟 須坂市協議会 1人…2,534,666円 1人…1,986,600円 部落解放推進の会須坂市協議会 1人…1,986,600円	・補助金から委託料に変更・14年度150万円、15年度96万円に減額し、15年度から1名にする。3年後の16年度に見直しを行う。	答申どおり実施 名称を14年度から「生活相談員」に変更 16年度答申に基づき、17年度から人権交流センター事業の生活相談員委託事業とし、年間委託料324,000円(1人) 平成26年度からは、身近に相談できるように相談員1人から3人へ増員(委託料の変更はなし)	人権同和政策課

部落差別をはじめあらゆる差別をなくす活動費補助金の推移

部落解放同盟

単位:千円

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
須坂市協議会	7,600	7,220	6,859	6,516	6,190	2,153	1,520	1,376	1,452
須高地区協議会	3,000	2,850	2,707	2,571	2,442	864	686	661	596

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
須坂市協議会	1,397	1,454	1,400	1,328	1,080	1,610	1,500	1,556	1,221
須高地区協議会	550	511	535	461	471	507	479	508	416

※平成18年度の答申に基づき、平成19年度より団体運営補助を廃止し、事業費補助へ変更した。

4 完了案件(制度等)

2021年3月31日現在

(No.1～No.15のうち)

番号	制度名	対象	答申時の状況等	方 策	進 捗 状 況	所管課
1	部落差別をはじめあらゆる差別をなくす活動費補助金(部落解放活動費補助金)	部落解放推進の会 須坂市協議会	24世帯、会費年12,000円、補助金296万円	・14年度以降5年間、毎年1%削減 ・5年後の18年度に見直しを行う。	平成18年4月より組織同士の合併により部落解放同盟としてスタート	人権同和政策課
		部落解放推進の会 須高地区協議会	補助金40万円	・現状どおり ・5年後の18年度に見直しを行う。		
		人権のまちづくり推 進委員会	80万円(負担金)	・現状どおり	平成18年度に人権のまちづくり推進会議に改称し、市民大集会も当会議の事業としたため平成26年度に25万円を増額して950千円とした以降、見直しにより、27・28年度90万(28補助→負担金)。29年度～80万円	人権同和教育課
		企業人権同和教育 推進会議	15万円	・現状どおり		
3	同和地区医療費特別給付 金	70歳以上所得税 非課税者	医療費の自己負担分	・13年度70歳到達者で所得税非課税世帯 を対象とし、14、15年度は10割、16年度は 5割とし、17年度廃止	答申どおり実施(廃止)	健康づくり課
4	同和地区高齢者福祉金	H13は、73歳以上	1人30,000円	・14、15年度は2万円、16年度は1万円と し、17年度廃止	〃	高齢者福祉課
5	同和地区学生・生徒進学 奨励費	高校等	県の奨学金の貸付対象者に、月額4,000円を給付	・廃止し、市の奨学金へ移行し市奨学金の 拡大・充実を図る。(13年度在学している生 徒に限り卒業年度まで給付)	〃	人権同和教育課
		大学等	県の奨学金の貸付対象者に、月額12,000円を給付			
6	同和地区学生・生徒通学 用品等助成金	高校等入学時	15,000円	・廃止	〃	人権同和教育課
		大学等入学時	30,000円	・廃止	〃	
7	同和地区児童・生徒入学 支度金	小学校入学時	21,000円(県から2/3補助)	・廃止	〃	人権同和教育課
		中学校入学時	26,000円(県から2/3補助)	・廃止	〃	
8	同和地区固定資産税の軽 減	生活困窮世帯の、現に居住する建物の宅地に係る税金の1/2		・廃止	答申どおり実施(廃止)	税務課
9	同和地区中小企業振興資 金融資斡旋	県制度利用者	県が利子補給と融資斡旋保証料1/2、市が融資斡旋保証料1/2	・県の動向に合わせる。	廃止	産業連携開発課
10		市制度利用者	市が利子補給と融資斡旋保証料全額 実質0.8%。 ※5市民全 体を対象とした制度の経営安定資金は0.9%であるが制度によっ て2.3%まで各種ある。	・廃止	答申どおり実施(廃止)	

番号	制度名	対象	答申時の状況等	方 策	進捗状況	所管課
11	同和地区農業経営者資金 融資斡旋	県制度利用者	県が利子補給と融資斡旋保証料全額	・県の動向に合わせる。	〃	農林課
12		市制度利用者	市が利子補給と融資斡旋保証料全額 ※6 市民全体を対象にした制度は、認定農業者育成、農業近代化農業バックアップ資金など数多くある。	・廃止	〃	
13	同和地区住宅新築資金等 貸付金	市単独制度、 利率3.5%	新築資金200～800万、改築4～430万、宅地取得30～550万 ※7市民全体を対象とした制度では勤労者住宅建設資金融資利子補給制度がある。	・廃止	〃	人権同和政策課
14		県制度利率2.5%	下水道接続工事に係る住宅改修資金融資4～200万 ※8市民全体を対象とした制度では、下水道接続のための融資利子補給制度がある。利率は実質2.15%と低い。	・廃止	〃	
15	同和地区老朽住宅除却事 業費補助金	国制度	同和地区内に所在する老朽住宅を所有する同和地区出身者が除却する費用の10分の8を補助	・国が一般対策に移行の計画なので、国・県の動向に合わせる。	廃止	

3、人権同和教育・啓発事業の強化に取り組まれない。

各町分館に交付されている学習活動費(昭和53年から据置)を5年間増額されたい。・・・分館学習活動費を10,000円から20,000円に増額

組織再編（人権同和政策課・男女共同参画課の統合）について

1 目的

これまでは、人権同和政策課、男女共同参画課が別々に人権課題に取り組んできましたが、人権課題解決の原点に立ち返り、同じ場所、同じ視点で情報共有できるよう組織を再編（統合）します。

統合することにより、それぞれの人権課題に取り組みながら、個別の課題から様々な課題へと視野を広げ、高い視点に立って課題解決に向けた新たな施策を立案するなど、さらに注力し課題解決に取り組めます。

2 再編までのスケジュール

- (1) 条例等の改正（例規整備） 12月議会
- (2) 組織再編 2022年4月

3 再編後の組織 ※現状と同じ枠組み

再編後の課名は「人権同和・男女共同参画課」とします。

社会共創部

- 人権同和・男女共同参画課 … 主に人権に関わる政策業務を担う
 - 人権同和政策係 … 主に部落差別の解消に向けた政策に取り組むほか、全ての人権政策を掌握
 - 男女共同参画係 … 主に女性の人権課題や男女共同参画を推進（新たに女性相談員を設置し、市役所内の女性相談業務を統括）
 - 人権交流センター … 主に隣保館の機能を担う

教育委員会

- 人権同和教育課 … 主に教育・啓発業務を担う
 - 人権同和教育係 … 主に教育・啓発業務を担う

※「人権同和・男女共同参画課」「人権同和教育課」は、人権交流センターに配置。

4 現在の各課の主な業務

○人権同和政策課

- ① 人権・同和政策の総合企画及び、連絡調整、推進・啓発に関すること
- ② 同和関係団体との連絡調整に関すること
- ③ 部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会に関すること
- ④ 同和対策施設に関すること
- ⑤ 住宅新築資金等貸付金回収事務に関すること

- ⑥ 人権交流センターに関すること など
- 人権交流センター
 - ① 人権交流センターの維持管理及び運営に関すること
 - ② 人権に関する総合相談窓口に関すること
- 男女共同参画課
 - ① 男女共同参画に関する施策の企画及び調整に関すること
 - ② 男女共同参画計画の推進、男女共同参画社会に関する啓発に関すること
 - ③ 女性のための相談に関すること
 - ④ 「ワーク・ライフ・バランス」の推進 など
- 人権同和教育課
 - ① 人権・同和教育の総合的な企画、推進に関すること
 - ② 同和教育関係機関、団体等との連絡調整に関すること
 - ③ 教育関係職員等の人権・同和教育研修に関すること

5 統合により目指す姿

- 二課を統合し一課となりますが、それぞれ係を設け、より効果的な課題解決に向けて市民の皆さんとの共創により取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、全国的に差別事案が明らかになっています。市民一人ひとりが人権課題を自分の課題として認識できるよう、さらなる人権教育啓発に取り組みます。
- これまでどおり、部落差別の解消を第一に取り組みますが、人権課題が多岐にわたることを念頭に、視点を広く持って取り組みます。
- 差別を受けた当事者の経験から「学び」「活かす」仕組みを再構築していきます。
- これまで人権交流センターで取り組んできた相談に加え、新たに女性相談員を設置し、相談機能を充実します。
- 女性相談員を設置することにより、これまで福祉課・子ども課・男女共同参画課の各課で対応してきた相談を継続しながら、女性の課題解決に向けた市役所内の連携中核機関とします。

6 条例等での位置付け

(1) 人権同和・男女共同参画課

① 人権同和政策係

「須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」

ただし、

- ◆ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」
- ◆ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」
- ◆ 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」

に基づき改正

② 男女共同参画係 「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」

(2) 人権同和教育課

「須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」

2021年度 部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会
今後のスケジュールについて

1 第2回 審議会 8月中旬～下旬頃

- 会議事項 (1) 人権に関する市民意識調査について
(2) 須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する
条例の一部改正について

2 第3回 審議会 2月下旬頃

- 会議事項 人権に関する市民意識調査 結果報告

3 人権に関する市民意識調査（概要）

(1) 調査の目的

2011年10月に意識調査を実施してから10年が経過することから、人権に関する市民の意識の変化を調査し、人権施策の根幹である「須坂市人権政策推進基本方針」改訂のための資料とする。（基本方針は、2023年度に改訂予定）

(2) 調査の方法

- ① 調査対象 18歳以上の市民4,000人（無作為抽出による）及び高校生
② 調査日程 10月中旬配布 11月中旬回収
③ 調査用紙の配布及び回収
配布：郵送
回収：郵送、Web回答（前回回答率：45.7%、1,827人）

(3) 調査の内容

- ① 前回と同内容 31項目（前回との比較のため）
（人権問題への関心6、同和問題5、各人権課題（注）9、様々な人権問題4、
人権侵害への対応2、須坂市の人権施策5）
（注）①女性、②子ども、③高齢者、④障がい者、⑤外国人、⑥HIV感染者・エイズ患者等⑦ハンセン病患者・元患者等⑧刑を終えて出所した人、⑨アイヌの人々
② 追加項目（第2回審議会検討事項）

(4) 調査結果

- ① 職員によるデータ集計と分析を実施
② 第3回審議会に結果を報告

4 須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について

(1) 改正の概要

- ① (目的) に日本国憲法と並んで「部落差別解消推進法」等を加える。
- ② (相談体制の整備) の条文を新たに追加
- ③ その他必要な事項

(2) 改正スケジュール

- ① 12月議会に議案提出
- ② 2022年4月1日施行

【人権同和教育課 連絡事項】

1 人権教育講座の開催について

- (1) 公開講演会 8月25日(水) 午後6時30分～7時30分(予定)
須坂市シルキービル 3階シルキーホール
- (2) 内容 身近な人権問題について(講師、内容未定)
- (3) 視聴方法 公開収録を行い、後日動画配信とします。会場参加者を制限します。

2 2021年度人権教育啓発標語の募集について(別紙資料参照)

- (1) 募集期間 7月1日(木)～9月3日(金)
- (2) 留意事項 ① 一人1点
② 「五・七・五」の俳句形式
③ 展示作品や最優秀作品・優秀作品においては、住所・氏名(〇〇町〇〇〇〇さん)を明記しますので、ご承知おきください。
- (3) 応募用紙 別紙資料の応募用紙を御利用いただくか、市HPより入手可能です。また、須坂市人権交流センターでも配付します。
- (4) 提出先 須坂市教育委員会 人権同和教育課(人権交流センター内)

人権教育啓発標語募集

須坂市では、「人権教育啓発標語」を市民のみなさんや小・中学生から募集します。公共機関や企業等で掲示し、啓発を進めています。

【応募要領】（一般の部）

- 1 応募資格
 - ・市内在住又は市内出身の、高校生以上の方
 - ・市外在住で、市内に勤務又は通学されている方

- 2 募集期間

2021年7月1日（木）～9月3日（金）

- 3 提出先

（問合せ）

 - ・須坂市 人権同和教育課（TEL 026-245-0909）
 - ・須坂市大字小山1264-4 人権交流センター内

- 4 留意事項
 - ・提出方法は、郵送、FAX（026-245-1045）、メール、持参
 - ・応募は、一人1点とします。

- 5 応募用紙
 - ・「五・七・五」の俳句形式を基本とします。
 - ・選考の結果、最優秀作品1点を、市民大集会で表彰します。また、優秀作品を市民大集会や公共機関等で展示し、人権教育啓発に活用させていただきます。
 - ・展示作品には、住所・氏名（○○町○○○さん）を明記しますので、ご了承ください。

- ・公民館等、人権交流センターに用意します。
- ・市ホームページ・インデックス↓楽しむ・学ぶ↓
- ↓人権（様式集）より入手可

キリトリセン

差別のない明るい社会をめざして、市民のみなさんから標語を募集します。ふるってご応募ください。

人権教育啓発標語 応募用紙

（2021年 月 日 提出）

氏名（ふりがな）		電話	
市内 在住	市外 在住	市内 在住	（ ） （ ）
（自宅） 須坂市		（ ） （町）	
（通学先）		（ ）	
（勤務先・通学先等）		（ ）	



○須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例

須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例

平成7年12月18日

条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい須坂市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策に協力し、自らも相互に基本的人権を尊重するとともに、人権侵害に関する行為をしてはならない。

(市の施策の推進)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために必要な生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育・文化の向上等に関する施策の推進に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第5条 市は、前条の施策の推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係団体との協力関係を強化し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、第4条の施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権擁護に関する重要事項について市長の諮問に応じ、調査審議するため、須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会を置く。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。
(須坂市部落解放審議会条例の廃止)
- 2 須坂市部落解放審議会条例(昭和33年条例第7号)は、廃止する。
(須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 3 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和30年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「部落解放審議会委員」を「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会委員」に改める。

○須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例施行規則

須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例施行規則

平成7年12月18日

規則第30号

改正 平成13年3月26日規則第11号

平成13年9月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例（平成7年条例第42号。以下「条例」という。）第9条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会（以下「審議会」という。）は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募による市民

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、審議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第6条 審議会に幹事及び書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

3 書記は、会長の命を受けて事務に従事する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年9月28日規則第43号）

この規則は、平成13年10月1日から施行し、施行日以降の最初の委嘱のときから適用する。